

出席委員（12名）

委員長	松田義人	副委員長	阿部博
委員	大浦まさし	委員	埴田英伸
委員	友田博文	委員	原重樹
委員	森久往	委員	山本秀明
委員	大坪靖	委員	岡田勉
委員	飯阪光典	委員	小林昌子

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	関戸繁樹	副議長	吉川茂樹
----	------	-----	------

説明のため出席した者の職氏名

市		長	辻	宏	康
副	市	長	森	吉	豊
副	市	長	吉	田	康
教	育	長	大	槻	亮
参		与	並	木	敏
危	機	管	山	本	文
市	長	公	前	田	正
総	務	部	土	本	修
市	民	生	立	花	達
都	市	デ	林	田	勝
会	計	管	近	藤	眞
行政	委員	会	藤	原	美
教育	次	長	辻	公	伸
兼	生涯	学			
習	部	長			

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 井 阪 弘 樹

次長兼総務課長 藤 原 準

総務課長補佐 上 岡 繁

総務課議事調査係主事 但 馬 慧 哉

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○松田義人委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回、委員長に不肖、私、松田が、また、副委員長に阿部委員が選任されました。委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、委員皆様には御協力賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより予算審査特別委員会を開催いたします。



◎市長挨拶

○松田義人委員長 ここで、市長の挨拶を願います。

市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

予算審査特別委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

松田委員長、阿部副委員長はじめ、委員の皆様方には御出席をいただき、また、関戸議長、吉川副議長には御臨席をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

委員の皆様方には、委員会に御付託いただきました令和7年度和泉市一般会計予算及び4特別会計予算、4企業会計予算とこれに関連いたします諸議案の御審査をお願いいたします。慎重な御審査をいただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松田義人委員長 市長の挨拶が終わりました。



【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

◎委員会審査

○松田義人委員長 それでは、これより議事に入ります。

本委員会の案件は、お手元に御配付いたしておりますとおり、過日の本会議において付託されました令和7年度各会計予算議案9件並びに予算関連議案2件を御審査願います。

なお、本各件の提案説明は、上程された際に終わっておりますので、これを省略いたします。

ここで、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べてから答弁を願います。また、答弁につきましては、特に各委員より経過説明を求める発言がない場合、経過を省略し、質問の内容をよく理解の上、端的に答弁をいただきますよう切にお願いをいたします。

あわせて、委員の皆様には、質疑の際、初めに全ての質問項目、ページ数を述べられた後、順次質疑いただきますようお願いいたします。

なお、審査方法につきましては、お手元の議事日程表のとおり、議案第2号から第12号までの各会計予算並びに予算関連議案の質疑を先に行い、最後に一括して討論、採決といった方法になりますので、よろしく願いいたします。



◎議案第2号 令和7年度和泉市一般会計予算及び関連議案2件

○松田義人委員長 議事第1、議案第2号 令和7年度和泉市一般会計予算並びに議案第11号 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号 和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定についての関連議案2件を議題といたします。

なお、本日は、一般会計予算の歳出のうち、第1款議会費、第2款総務費の審査を願います。

質疑の発言はありますか。

岡田委員。

○岡田 勉委員 大阪維新の会の岡田です。よろしく願いいたします。

私からは4点質問させていただきます。

まず1つ目、93ページ、給与制度整備事業、特別職報酬等審議会について、2つ目、109

ページ、ふるさと元気寄附事業について、3つ目、111ページ、企業版ふるさと納税について、4つ目、129ページ、重要物資備蓄事業、需用費、消耗品について、以上4点質問させていただきます。

まず、1点目でございます。予算書93ページ、給与制度整備事業の特別職報酬等審議会委員報酬についてお伺いします。

さきの第4回定例会において、我々議員を含む特別職の期末手当については、一般職と同様に人事院勧告に準じて引き上げるのではなく、特別職報酬等審議会を開催し、外部有識者の意見を聞くべきと意見させていただきました。市としては、その意見を踏まえて特別職報酬等審議会を開催する判断をされたのかと思いますが、来年度に開催する審議会では何を審議対象としようとしているのかについて、その考えをお伺いします。

○松田義人委員長 奥人事課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

昨今の急激な物価上昇や人事院勧告に伴う公務員給与の引上げなど、社会情勢が大きく変化している背景を踏まえ、長年据え置かれております特別職の給与水準について、現在の水準が適正であるのか御審議をいただきたいと考えております。また、議員報酬についても審議対象とするかにつきましては、今後、議会と調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。

議員報酬についても今後議会と調整するとのことですが、議員報酬の水準についても当然外部有識者の御意見を聞くべきだと思います。

議員報酬に関して、決して物価上昇などに合わせて上げるべきと考えているわけではありませんが、上げるにしろ、下げるにしろ、有識者の専門的な知見や市民としての立場から出された意見を受けるべきものだと思います。

次に、さきの第4回定例会でも申し上げましたが、特別職の期末手当について、本市では一般職に合わせる運用をしているところですが、本当にそれでいいのか疑問を感じております。

今回、特別職報酬等審議会を開催するのであれば、その在り方についても審議いただくべきと考えますが、その予定はないのでしょうか。

○松田義人委員長 どうぞ。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

和泉市特別職報酬等審議会条例におきましては、議員報酬と市長、副市長及び教育長の給料を改正するときに審議会の意見を聞くことが規定されており、期末手当につきましては審議対象とはされておられません。

しかしながら、審議対象にできないということではありませんため、審議対象とするかにつきましては、今後、慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。

特別職の期末手当についても審議対象とするかについては、現時点で決まっていないとの答弁ですが、さきの第4回定例会においても、特別職の報酬審議会に諮るべきという意見があったのも事実ではないでしょうか。議員報酬も含めて当然審議対象とすべきと考えますので、ぜひ審議対象としていただく方向で御検討いただくことを要望して、この質問を終わります。

次にまいります。

2つ目、予算書109ページ、ふるさと元気寄附事業、委託料、返礼品提供事業者登録等支援委託料について、委託内容をお聞きいたします。

○松田義人委員長 はい、蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

本委託業務については、新規返礼品提供事業者の開拓及び専用システムへの返礼品登録サポート等に係る業務であり、登録事務について支援することで新規事業者の参入ハードルを下げ、返礼品の拡充を図り、寄附額の増加をめざすものです。

なお、本業務は、地域の商工業振興に関するノウハウと起業家のネットワークを有し、地域商工業に係るコーディネーター的な役割を担うことが可能である和泉商工会議所に委託することを想定しております。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。

返礼品等登録支援業務について、商工会議所への委託を想定しているとのことですが、ふ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

るさと納税ポータルサイトの運営管理などを行うさとふるも、新規事業者開拓や返礼品等の登録業務を担っていると思います。商工会議所とさとふるの業務が重複しているように感じているのですが、双方の業務のすみ分けはどのようなになっているのかお伺いいたします。

○松田義人委員長 答弁。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

商工会議所の業務に関しては、主に会員企業を対象とした新規事業者及び返礼品の開拓、登録を想定しております。経営支援等を通して会員企業にとって身近な存在である商工会議所の強みを生かすことで、新規事業者や返礼品登録が促され、返礼品の拡充につながると考えております。

対して、さとふるについては、今年度よりポータルサイトの管理運営等に係る中間事業者業務を委託しており、さとふる以外のポータルサイトの事務処理を無料で実施するほか、返礼品開拓の業務を行うものです。商工会議所会員企業以外の事業者を対象として営業活動を行いますので、すみ分けはできるものと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。商工会議所の業務内容と期待する効果については理解しました。

現在、寄附金額の増額に向けて非常に頑張っておられるとのことでは理解しているところですが、今後、商工会議所などと連携した取組を進めるだけでなく、さらなる寄附額の増加をめざすためには返礼品の開拓や開発が必要で、民間事業者の有するノウハウを積極的に活用すべきと考えます。

商工会議所への委託が効果的と考えているとのことですが、商工会議所、さとふる以外の民間事業者の活用について御見解をお伺いします。

○松田義人委員長 答弁。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

商工会議所やさとふる以外の民間事業者については、令和7年度の取組の効果を見ながら情報収集を行いつつ、必要性を見極めていきたいと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。商工会議所の地元コーディネーター的な役割、そして、さとふるのフォーマットの役割は理解しております。

ただ、新規返礼品の開拓がちょっと弱いように感じます。和泉市のふるさと納税納税額、2024年度11億円はかなり頑張っていると思います。しかし、同じ規模ぐらいの自治体で40億円を超える自治体が幾つかあります。和泉市はまだまだポテンシャルを秘めていると思います。全国規模で返礼品の開拓に強い民間企業が幾つか出てきております。さらなる研究をお願いして、この質問を終わります。

次、いかせていただきます。

予算書111ページ、市政総合企画事業、委託料、企業版ふるさと納税支援委託料770万円について、まず、企業版ふるさと納税の制度の内容について確認させていただきます。

○松田義人委員長 政策企画室政策・FM担当、田嶋課長。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

企業版ふるさと納税とは、本市の地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行い、最大約9割の法人関係税が軽減される制度となります。

なお、本市に主たる事務所または事業所が所在する企業による寄附は対象外となり、また個人版のふるさと納税とは異なり、寄附企業への返礼品等の経済的な見返りは禁止されております。本制度は令和6年度までの制度となっておりましたが、令和9年度までの制度延長がございました。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。

企業版ふるさと納税の内容について確認しました。企業版は法人税などの控除があるものの、個人版とは異なり、返礼品がなく、社会貢献などを行いたいと企業に思ってもら必要があります。

では、企業版ふるさと納税で寄附を募ろうと考えている市の事業について、どのような事業が対象となり、また具体的にはどのような事業を候補として考えているのか教えてください。

○松田義人委員長 答弁。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

企業版ふるさと納税による寄附を活用できる事業については、例えば公共施設の新設整備や機能拡充改修のように、質的・量的な変化を明確に説明できる必要があり、単なる既存事業への財源振替は禁止されております。

また、寄附を獲得することを目的として安易に新たな事業を立ち上げるものでもなく、例えば青少年の家のリニューアル、池上プレスステージの整備等の既に事業の実施が決定している事業を中心に、地域再生計画との整合性を確認の上、寄附対象事業を整理してまいります。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。対象となる事業について確認できました。

次に、本委託内容について、契約の形式や委託先の予定について教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

企業版ふるさと納税については、市内企業ではなく市外企業が対象となることから、寄附金の獲得は容易でないことを想定しており、民間事業者の活用として市外企業への営業やPR、寄附手続の支援等を寄附金獲得額に応じて20%を支払う成功報酬型の契約を予定しております。

次に、契約型の相手先につきましては、企業版ふるさと納税のポータルサイトを有する事業者や企業とのつながりがある金融機関などを想定しております。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。

寄附金を獲得し、初めて報酬を支払うという成功報酬型であり、不必要な経費はないことを確認できました。また、企業版ふるさと納税が市外業者を対象とすることから、市の職員ではなかなか開拓できず、民間ノウハウを活用することについて理解できます。

和泉市では、令和7年度から外部委託も行い、本格的に企業版ふるさと納税に取り組むということですが、ほかの自治体でどれぐらいの寄附金を獲得しているのか教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

令和5年度の寄附実績につきましては、府内41団体が企業版ふるさと納税の制度を導入しており、寄附金額の多い順に、大阪府が約6億9,000万円、河内長野市が約2億1,000万円、泉佐野市が約1億円と億単位の団体がある一方、寄附実績500万円以下が18団体、そのうち8団体は寄附実績がゼロ円となっており、寄附金の獲得は容易ではないと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。大阪府内の団体においても、寄附金がゼロ円、または500万円未満の団体も多く、寄附金獲得は容易ではないことが分かりました。

一方で、全国には企業の創業地、またゆかりのある土地ということで、その自治体に数億円の寄附をされる企業もおられます、私の調べたところですが。この企業版ふるさと納税で多くの寄附金を集めるには、和泉市出身であるなど縁やゆかりのある経営者、企業に当たっていくことでより効果が上がると考えていますが、和泉市に関わりのある企業へのアプローチについてどのように考えていますか。

○松田義人委員長 はい、どうぞ。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

本市の関わりのある企業へのアプローチとして、包括連携協定を締結している企業を中心に職員によるアプローチ、営業活動に努めてまいりますが、その他、本市にゆかりのある経営者を把握することは困難ですので、民間事業者の委託を通じて民間事業者のノウハウを活用し、寄附金獲得の取組を努めてまいります。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。

答弁2で、寄附を獲得することを目的として安易に新たな事業を立ち上げるものではなくとありましたが、縁がある経営者、企業にとって、和泉市に寄附をすることで得られる社会的貢献、企業のブランディングなどを考えた上での戦略も必要かと思います。

例えば、ごみのリサイクル率が高い自治体に大手衛生メーカーが多額の寄附をする、自然豊かな自治体に美容事業者が億単位の寄附を行った事例もあります。今後、さらに研究して

いただけることを要望して、この質問を終わります。

次にいかせていただきます。

予算書129ページ、重要物資備蓄事業の消耗品1,014万1,000円の内容についてお聞きします。

○松田義人委員長 米田危機管理課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

重要物資備蓄事業の消耗品費につきましては、アルファ化米や毛布、粉ミルク、液体ミルク、ビスケットなどの災害用備蓄品の賞味期限切れに伴う購入費用です。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。

では、指定避難場所の防災備蓄倉庫や公共施設の防災備蓄倉庫にはどのような備蓄品が入っているのかお聞きします。

○松田義人委員長 答弁。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防災備蓄倉庫などには、大阪府から示されている備蓄品、重点11品目のアルファ化米や毛布、哺乳瓶、粉ミルク、おむつ、簡易トイレなどを含め、発電機、飲料水袋、かまどセットなど89品目の備蓄品を収納しております。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。

これらの備蓄品について賞味期限などあるかと思いますが、賞味期限などを迎える備蓄品は、どのように処理したり、リサイクルなどしているのか教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

賞味期限を迎えるアルファ化米や粉ミルクなどの食料品は、訓練で使用したいと要望があった町会・自治会に提供しております。また、提供を希望する子ども食堂、乳幼児健診時などでも配布し、有効活用を行っております。

なお、食料品以外の備蓄品でリサイクルできるものについては、可能な限りリサイクルに回すことができるよう考えてまいります。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。

備蓄品の品目はたくさんあると聞いています。購入する際は、今後のリサイクルのことも考えながら備蓄品などを選定し購入するようお願いし、質問を終わります。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○松田義人委員長 他に質疑の発言はございませんか。

大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。市民未来の会、大浦でございます。

私からは質問を6点させていただきたいと思います。最初に、ページ数と項目を申し上げます。

91ページ、給与費、101ページ、市民相談事業、司法書士相談委託料、109ページ、シティプロモーション推進事業、121ページ、交通安全対策事業で自転車活用推進計画策定委託料、そして、最後に129ページ、重要物資備蓄事業、需用費の消耗品部分、以上6点させていただきます。

それでは、最初に91ページ、給与費のほうからさせていただきます。

私の住む地域は、元公務員の方が結構多く住まわれておりまして、様々な意見を聞くことがございます。その中で、人事給与制度改革によって給与制度が見直されて、和泉市では初任給が日本一となってニュースにも取り上げられるということで、職員の採用募集にはいい影響があったというふうに思われる反面、今、働いてらっしゃる職員さんにつきましては、年数が経過しても給料が上がらないので、ある程度経験を積んだ段階で多団体に転職されるのではないのかなという危惧する声をいただいております。

この内容についてお伺いしたいと思いますが、まず人事給与制度改革でどのように給与制度が変わったのかを教えてください。

○松田義人委員長 大浦委員、ページ数と項目で5点だと思いますが、よろしいでしょうか。

○大浦まさし委員 5点の間違いです。すみません、5点です。

○松田義人委員長 答弁。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

給与制度改革前の給料表では、職階間の給料幅に重なりがあったため、上司と部下で給料が逆転するなど責任と処遇の不一致がありました。そのため、職階間の給料幅の重なりをな

くし、職務や職責に応じた給料表へと見直したものです。

また、人材獲得競争が激化していくことに対応するため、初任給基準について日本一の水
準に引き上げるとともに、管理職の職務や職責を踏まえ、管理職手当の増額を行いました。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。

職員さんの中には、管理職への昇格などをめざしているのではなくて、現場で頑張りたい
というふうに思っている職員さんも多くいるのではないのかなというふうにも思います。初
任給を日本一にしたことは本当にいいことだとは思いますが、先ほどの答弁によりますと、
職階間の給料幅の重なりをなくしたことで、昇格しないと給料が上がらなくなっているとい
うことです。仮に昇格しなかった場合、どれぐらいまで給料が上がることになるのか教えて
ください。

○松田義人委員長 はい、どうぞ。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

大卒者の初任給が24万5,500円で、その後、おおむね10年間で上限の25万8,100円まで昇給
いたします。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 今の御答弁では、10年間で約1万3,000円しか給料が上がらないと。要は
単純計算ですけど、毎年1,000円ぐらいしか昇給しないということになっているようすけ
ども、それでは、せっかく数年かけて知識や経験を蓄えた職員さんを育成したとしても、職
員さんのモチベーションが上がらず、転職をされてしまうのではないかなというふうに思い
ます。

職務給の原則という趣旨はもちろん理解しておりますが、管理職でなくても頑張っている
職員さんにはしっかりと報いてあげてほしいなというふうに思います。そのあたりのお考え
についてお聞かせ願えますでしょうか。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

人事給与制度改革の趣旨は、職員一人一人のモチベーションを高め、能力を最大限に発揮
するためのもので、頑張れば昇格し、その分給料も上がる制度としたものです。そのため、

頑張って成果を出した職員をしっかりと見いだす制度運用が大事だと考えております。

現時点で昇格に至らない者を優遇するような措置は考えておりませんが、委員から御指摘のあった採用後10年間の昇給幅については課題があると認識しており、その対応策について検討しているところでございます。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 採用後10年間の昇給幅については課題があると認識しておって、その対応策について検討しているところだというお返事をいただいたので安心しました。

昇格して給料が上がっている職員さんがいる一方で、職階が上がらなくてもちゃんと頑張っている職員さんもたくさんいらっしゃると思います。そのような職員さんも報われるような仕組みも必要であると思いますし、職員さんのモチベーションが下がらないよう、今後の和泉市を担う職員さんが他団体に出ていかれることがないように、しっかり職員が働き続けたいと思えるような人事給与制度にさせていただくことを要望して、この質問は終わらせていただきます。

次に、市民相談事業、司法書士相談委託料について質問させていただきます。

まず、この委託料の内容について教えてください。

○松田義人委員長 角井くらしサポート課長。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

市では、市民に対し、無料で弁護士相談、司法書士相談、行政書士相談などを実施しています。このうち司法書士相談については、従来から大阪司法書士会の協力の下、市の費用負担なしで月1回の相談日を設けております。しかし、近年、相談件数が増加していることから、大阪司法書士会と協議の上、2か月に1回、新たに司法書士相談日を追加するための予算を新規計上したものです。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。

今回新規計上した理由をもう少し詳しく教えていただくことはできますか。

○松田義人委員長 答弁。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

司法書士相談は、これまで月に1回、1件当たり30分で1日6件分の相談枠を確保してい

ます。しかし、近年は、相続関係などの相談件数が増加傾向であり、他の相談場所や電話相談などを含めて御案内するという対応をしていますが、相談予約が数か月先まで埋まっているという状況が続いています。このことから、状況改善のため、今回の予算計上に至ったものです。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。

具体的には何件分ぐらいが増えていくのかなと。月に何件分ぐらいとか教えていただけますか。

○松田義人委員長 答弁。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

今回の予算計上は、2か月に1日、6件分の増額であるため、一月あたりに換算しますと3件分の待ち期間の緩和となる見込みです。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。

今年の1月の中旬ぐらいに、市民相談での自宅の相続の件で相談を受けました。その方を無料相談につなげようとしたところ、3月末からしか空いてないというふうに聞きました。それですと1か月以上の待ちになるんじゃないのかなということですが、大幅にもっと増やしてもいいと思いますけども、市の見解を教えてくださいませんか。

○松田義人委員長 はい、どうぞ。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

令和7年度以降、改めて予約状況の把握、確認をし、必要であれば所要の対応に努めたいと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。

市民相談の内容につきましては、緊急を要するものと、それから多少なりとも時間があってもいい、余裕があるものがあると思うんです。それを同じように受け付けていては、緊急の人が大分待たないといけない、余裕がある人がすぐ順番が回ってくるというところもあ

と思うので、何か工夫をして、もちろん前々から予約を入れてもらうということはいいいんですけれども、緊急の人を緊急対応できる、そういう体制をつくっていかないと、やはりこれをやっている効果というか、よさという部分が生きてこないんじゃないかなと思います。そういうふうな形で増えた分なんかを対応していただけるようお願いしたいと申し上げて、この質問も終わりたいと思います。

次に、109ページ、シティプロモーション推進事業です。和泉市のゆるキャラといえ、コダイくん、ロマンちゃんであって、これまで様々な場面で利用されておりまして、市民に親しまれている存在です。キャラクターは、老若男女問わずどこに行っても人気があって、本市のイメージ・知名度アップ、それから観光資源等のPRの有効手段であるため、現在、コダイくん、ロマンちゃんの着ぐるみを市から貸出しして、イベント等において、市民の方をはじめ、広く利用していただいているというふうに認識をしております。

そこでお聞きしたいんですが、現在の利用実績についてお示してください。

○松田義人委員長 蓮池広報・協働推進室いずみアピール担当課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

直近2か年の利用実績といたしましては、合計で43件となっております。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。コダイくん、ロマンちゃんの着ぐるみが活用されていることは分かりました。

さて、このイメージキャラクターについて、ほかの自治体の状況を見ますと、1体1組であることが多いわけですが、本市の場合はコダイくん、ロマンちゃんと2体1組となっております。コダイくん、ロマンちゃんの着ぐるみにつきましては2体1組のため、着用スタッフ2名とそれをアテンドする方の用意が必要となるわけですが、最近ではイベントを開催するにも人手不足のために、このスタッフの用意に苦慮しているというふうな声をお聞きしております。

コダイくん、ロマンちゃんの着ぐるみの貸出しは、本市のイメージアップ等のため行われているのですから、より利用いただけるよう、また利用される方の負担軽減のために、例えばコダイくん、ロマンちゃんのどちらか一体の、分かりやすく言うとソロ活動で着ぐるみを貸出しすることが可能なかどうか教えてください。

○松田義人委員長 答弁。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

和泉市イメージキャラクターについては、コダイくん、ロマンちゃんのセットで位置づけを行っております。このためコダイくん、ロマンちゃんの着ぐるみの貸出しは、和泉市イメージキャラクター「コダイくん・ロマンちゃん」利用取扱要綱に基づき、2体1組で貸し出すことを前提にしており、別個に貸し出すことは想定しておりません。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 今、御答弁で別個に貸し出すことは想定していないと、ソロ活動は駄目だということですね。

イメージキャラクターとしてセットで位置づけていることは理解しますが、本市のイメージや知名度アップ等を目的に着ぐるみの貸出しを行っていると思いますので、利用者の実態も踏まえて、利用促進の観点から今後の対応を検討していただきたいと要望しまして、この質問も終わります。

次に、121ページ、交通安全対策事業、自転車活用推進計画策定委託料についてお伺いをいたします。

以前から会派の要望としまして、青色自転車通行帯の設置を要望しており、前回の決算審査特別委員会の総務費の中でも確認をさせていただきましたが、改めて確認をさせていただきます。

まず、計画策定に当たっては、令和6年度よりコンサルに業務委託しているかと思いますが、現在の進捗状況と整備開始時期を含めた今後のスケジュールをお聞かせください。

○松田義人委員長 田口都市政策室交通担当課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

本計画の策定状況ですが、交通量調査による自転車通行経路等の把握や自転車関連施策を整理し、基本方針及び基本目標の立案とともに、自転車ネットワーク路線及び整備形態の選定、整備優先度などを関係機関と検討を進めているところです。

令和7年夏頃には素案を作成し、第3回定例会で協議会報告をした後にパブリックコメントを実施し、令和8年3月の策定をめざしています。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 分かりました。

令和7年度末の策定を見込まれているということですが、実際にネットワーク路線の整備を進めていくのはいつ頃になりますでしょうか。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

整備開始時期につきましては、自転車ネットワーク路線の整備優先度並びに整備内容の判断によるところがあり、事業予算や補助金の申請関係等により、令和8年度もしくは9年度になるか、そのあたりも含めて今後検討を進めてまいります。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 分かりました。

私の地元の話でまた申し訳ないんですけど、光明池春木線という道のことなんですけど、この前も朝の通学時間帯に自転車2台と軽自動車接触事故を起こして、地元の方もまたかということで不安に感じております。いつから整備をするかが分かれば、地元の人もいついつまでには整備になるなということで納得いくと思うんですけども、いつからかという不明確な状況では、やはり全然対策してくれへんのかなということで不安は募るばかりなんです。

ですので、交通事故は注意していても起こってしまうものですから、それが整備するまでの間に起こってしまえば、やっぱり非常に悔やまれます。少しでも早く安全対策を講じていただける工夫ができないものでしょうか。

例えば、暫定的にワンポイントの自転車マークを路面標示しに行ったりとか、短い区間だけでも取りかかるといったスポット整備なんかを行う工夫で、自転車の車道への誘導で歩行者の安全性を高めたり、自動車にも自転車が通行する空間だということで知らせるサインになるとも思いますが、そういうふうな感じの工夫はできないのかをお伺いいたします。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

自転車通行空間の環境整備は、国が示すガイドラインにおいて道路構成や交通規制等の状況を踏まえた整備形態が示されており、警察や道路管理者と協議しながら各ネットワーク路線の整備手法の選定を行ってまいります。

また、各路線の整備時期につきましては今後検討を行っていくものですが、基本は路線ご

とにネットワークとして整備を進めることになりますので、整備延長や財源確保などにより相当な事業期間を要すると考えております。

委員御提案のようなスポット的な取組については、今後の事業計画なども踏まえまして、警察など関係各機関との協議、調整が必要と考えますが、早期に整備効果が発現できる手法などについては検討を進めてまいります。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 分かりました。

光明池春木線の光明台中央交差点から急に2車線から4車線に広がって、自動車の皆さんで加速をわっとしていくんですけども、皆さんには自転車が走る場所だという意識が見える形で示したいんです。

また、光明台1丁目交差点では3方向、細かく言えば4か所の出口から1つの光明池駅方面に自転車が向くんですけども、駅に向かう人は左車線、それから梅・美木多方面に向かう人は横断して右車線というふうに動線が複雑な上にトリッキーな動きをしております。一瞬でも譲り合う気持ちが切れたら事故につながる中で、自転車専用通行帯という明確な標示はすごく大切で、特に歩道が狭くて自転車、車道一択しかない状況ではなおさらです。

計画策定の件も理解できますけども、早期実現と、できればそれまでの、先ほど検討いただくと言われた仮対策の早期実現の要望をして、この質問も終わります。

最後に、129ページ、重要物資備蓄事業、需要費、消耗品費について質問させていただきます。

品目の内容については先ほど岡田委員からの質問で分かりましたので、質問は飛ばします。その答弁で、災害用備品の賞味期限切れに伴う購入費用であると、この需用費はということでお聞きしましたので、要は入替え分の購入費用だということですね。

では、市内小・中学校に設置している防災備蓄倉庫や公共施設の倉庫に収められているんですけども、小・中学校に収納している備蓄品を教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

小・中学校の防災備蓄倉庫には、大阪府から示されている備蓄品、重点11品目のアルファ化米や毛布、哺乳瓶、粉ミルク、おむつ、簡易トイレなどを含め、約50品目の備蓄品を収納しております。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。

今、50品目の備蓄品が備蓄倉庫に収納されているとお答えいただきました。収納されている備蓄品目の一覧表なんかはどこかに置いてたりするのか、張られたりするのか教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

小・中学校に設置されている防災備蓄倉庫に収納している備蓄品目につきましては、設置している防災備蓄倉庫内に収納備蓄品の一覧表を設置しております。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。

先日、私の地域で自主防災組織の会議がございまして、学校の防災備蓄倉庫に何が備蓄されてるのか知らないという声がやっぱりあったんです。今、答弁いただきましたとおり、防災備蓄倉庫内に収納備蓄品の一覧表を設置しているということなんで、その自主防災組織には今度伝えたいと思います。

次に、発災時はやはり自助が最も大事であって、そのため日頃から災害に備えた準備が必要だと思います。個々に異なると思うんですが、非常時のために準備していくものとして、市としてどのような啓発を行っているのか教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

日頃からの災害への備えにつかましての周知としましては、市ホームページに災害への日頃からの備えとしての啓発ページの掲載や配布しております防災ガイドマップに非常時持ち出し品の内容を記載するほか、出前講座やLINEなどのSNSを活用し、周知啓発に努めております。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。引き続き周知啓発をいただきますようよろしくお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

災害時、職員さんも避難所に駆けつけてはくれますけども、職員さんが来るまで防災備蓄倉庫を開ける必要があった場合、例えば自主防災組織の人たちが倉庫を開けて備蓄品を先に出すこととかは可能なのかを教えてください。

○松田義人委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防災備蓄倉庫の鍵は学校でも管理しておりますので、職員以外でも防災備蓄倉庫を開け、備蓄品を出すことはできます。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。出すことができるということが分かりました。

被災の状況や場面でできないこともあるとは思いますが、できることなら備蓄品の持ち出しする数など、数の管理もできる範囲で地元の協力してくれる方々をお願いしたほうがその後の支援に役立つと思いますので、その部分もあらかじめ各団体等に協力をしてもらいたいこととしてお願いをしてもらえたらと思います。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○松田義人委員長 他に質疑の発言はございませんか。

大坪委員。

○大坪 靖委員 公明党の大坪です。よろしくお願いいたします。

私からは、7点質問をさせていただきます。

1点目は総務費、一般会計予算書99ページ、市政情報発信事業のうち、7報償費、広報いずみ配布謝礼及び12委託料、広報いずみ等委託料について、2点目は総務費、予算書109ページ、車両管理事業のうち、17備品購入費、車両等購入費について、3点目は総務費、予算書113ページ、情報化推進事業のうち、11役務費、ガバメントクラウド利用料、総合行政ネットワーク府域整備システム利用料、情報セキュリティ強化システム利用料などについて、4点目は総務費、予算書121ページ、駐車・駐輪対策事業のうち、14工事請負費、北信太駅西駐輪場整備工事費について、5点目は総務費、予算書同じく121ページ、交通安全対策事業のうち、12委託料、自転車活用推進計画策定委託料について、6点目、総務費、予算書123ページ、北部コミュニティセンター管理運営事業のうち、12委託料、北部コミュニティセンター音響システム更新委託料について、最後、7点目は総務費、予算書125ページ、地域防犯対策事業全般について、以上の7点につきまして質問をさせていただきます。よろし

くお願いいたします。

それでは、まず最初の質問です。

予算書99ページ、市政情報発信事業の中で、報償費、広報いずみ配布謝礼789万6,000円及び委託料としまして広報いずみ等配布委託料555万9,000円が予算計上されておりますが、それぞれの内容についてお伺いいたします。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

広報いずみは、町会・自治会を通じた各世帯への配布と町会・自治会未加入で配布希望の世帯への戸別配布の二通りの方法で配布を行っております。町会・自治会を通じての配布は、公益財団法人和泉市シルバー人材センターから町会・自治会へ宅配した広報いずみを町会・自治会の担当者から会員宅へお届けいただいております、また、町会・自治会未加入の世帯へはシルバー人材センターからの個別宅配によりお届けをしております。

広報いずみ配布謝礼は、町会・自治会を通して配布していただいた謝礼としてお支払いし、広報いずみ等配布委託料は、シルバー人材センターから町会・自治会への宅配、または町会・自治会未加入世帯への宅配にかかる費用として支出をするものでございます。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

広報紙は市政情報や市民生活に関わる様々な情報が掲載されており、市民にとって有益な広報媒体の一つであると考えております。

市内の各世帯に広報紙が配布されている中、実際にどれだけの方が現在読まれているのでしょうか。数値等があればお示してください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

市民の広報閲覧率に関する数値は把握しておりませんが、毎年度実施しております総合計画の目標管理のための市民アンケートでの「市政の情報をどのように得ていますか」の項目について、令和5年度実施分では、回答件数1,321件のうち、965件が広報誌から市政情報を入手していると回答しておりまして、ホームページやLINE等の各種SNSよりも多い結

果となっております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

市政情報の入手先としまして広報紙の件数が多いとのことで、広報紙が果たす役割は非常に大きいと思います。よりよい広報紙としていくため、広報紙を読んでいる人がどれぐらいいらっしゃるのか、また市民ニーズ等の調査を実施されてはどうかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

今年度実施いたしましたタウンミーティングでは、広報紙やホームページ等での伝え方をテーマの一つに設定し、いただきました御意見を踏まえまして、知りたい情報にアクセスしやすいよう広報紙のページ見出しについて現在検討を行っているところです。

市民により効果的に市政情報等が伝わる広報紙をめざし、様々な機会を通して市民ニーズ等の把握に努めていきたいと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。広報いずみの配布方法は、自治会・町会に加入している世帯と未加入世帯によって二通りの方法があること、そして、広報いずみの果たす役割が非常に大きいことが確認できました。また、特に御高齢の方などは、ホームページやSNSではなく、紙媒体のほうが断然お目を通しやすいことと思いますので、配布するにも手間とコストはそれなりにかかりますが、必要不可欠な予算であると判断いたします。

確かに市民の認知度が高まっていることは喜ばしいことではありますが、一方では、年代別、性別によって認知度の格差がある可能性も否定できないのではないかと思います。今後、市民のニーズに合った広報紙にするためにも、やはりアンケートなどの調査を実施していただくことがとても大切かと思います。その結果によっても、発信する内容も変わってくるかと思います。本市が取り組んでいること、めざしていることをより多くの市民に知っていただき、紙媒体とデジタル媒体の双方から市民のニーズに合った情報を発信していただくことを要望して、この項の質問を終わります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

予算書109ページ、車両管理事業の中で備品購入費、車両等購入費1,000万円が予算計上されておりますが、まず、この購入費の内容についてお聞かせください。

○松田義人委員長 総務管財室財産管理担当、藤木課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

車両購入費につきましては、公用車の購入費として軽自動車4台分になりますが、その内訳としまして、電気自動車3台、ガソリン車1台を購入するものです。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 電気の軽自動車を3台購入されるということですが、以前から公用車のゼロエミッション化を進めているとお聞きしております。ゼロエミッションとは、御存じのとおり、環境を汚染したり、気候を混乱させる廃棄物を排出しないエンジン、モーター、仕組み、またはその他のエネルギー源を指します。要するに、排出をゼロに近づけようという取組です。

それでは、改めて何に基づいて、またどのような計画で進められているのかを教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

公用車のゼロエミッション化につきましては、令和4年1月に策定した和泉市公用車ゼロエミッション車（ZEV）導入プランに基づき、2030年度までに公用車に占めるZEVの割合について30%にすることを目標に、電気自動車等の導入を計画的に行っているものです。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 電気自動車、プラグインハイブリッド車、水素などの燃料電池自動車、いわゆるZEVの公用車に占める割合を30%まで高めるとの目標を掲げていることが分かりました。

正直とても高い目標だなという実感なんです。それでは、次の質問です。

電気自動車を含めた公用車を定期的に購入されておりますが、今ある公用車は全て購入されたものなのか、それともリース契約なのかを教えてください。また、現在のZEVの公用車に占める割合も併せてお示しください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

公用車は99台ありますが、その内訳としまして、購入車両90台、リース車両2台、寄附車両7台となります。また、ZEV車につきましては、令和7年2月現在で、99台中11台、率にして11.1%となっております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 分かりました。

2030年までにZEVの比率を30%にするという目標に対し、現在10%強、これから計画的にZEVに切り替えていくのだろうとは思いますが、ZEVはそもそもガソリン車と比較しますと、かなり高額であることは周知の事実でございます。そもそも環境に優しい製品は従来の製品より割高で、これは車のみに限ったことではありませんが、今後、ZEVの割合を高めていく上で、それに応じた予算が必要になってくるかと思います。

今後の計画としてリース契約にされるのか、また購入にされるのか、どちらを選択されるのか、お考えをお示してください。

○松田義人委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

ZEV車の整備につきましては、基本的には購入の上、整備してまいりたいと考えております。

委員御指摘のとおり、ガソリン車と比較して市の財政負担が大きいところではございますが、令和6年度では、国のクリーンエネルギー自動車促進補助金を申請し、1台当たり55万円の歳入がございました。令和7年度につきましても同じ補助制度が継続されるとの情報もございますので、補助申請を行い、財政負担を軽減しながら整備してまいりたいと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

それでは次に、車両購入費とは少し話がそれますが、車両管理事業の中で気になっていることがありますので、あえて幾つか質問をいたします。

ここ最近、公用車の事故が多いように見受けられます。過去5年間の総事故件数及び保険

対応された費用について教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

過去5年間の総事故件数及び保険対応した費用ですが、令和2年度、総事故件数8件、うち自損事故5件、対物事故3件、対人事故ゼロ件、保険対応費用97万8,771円、令和3年度、総事故件数15件、うち自損事故11件、対物事故4件、対人事故ゼロ件、保険対応費用129万6,643円、令和4年度、総事故件数17件、うち自損事故15件、対物事故2件、対人事故ゼロ件、保険対応費用211万5,184円、令和5年度、総事故件数23件、うち自損事故11件、対物事故12件、対人事故ゼロ件、保険対応費用247万3,455円、令和6年度は令和7年1月現在になりますが、総事故件数25件、うち自損事故14件、対物事故11件、対人事故ゼロ件、保険対応費用243万8,905円です。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

今お聞きしましたとおり、非常に年々事故が増えていることが分かりました。令和2年度は8件、これコロナ禍だったと思いますので、件数的には近年では少ない。令和3年度15件、令和4年度17件、令和5年度23件、令和6年度25件と、毎年増えてるんですね。この5年間で人身事故は1件もなかったのは少し安心はしておりますが、幾ら保険で対応しているとはいえ、損害金額のあり、なしではなく、やはり事故件数の増加について疑問を感じております。

そこで、次の質問ですが、事故防止に係る講習や研修などは行っているのでしょうか。また、さらなる取組が必要と考えますが、市の見解をお聞きます。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

公用車事故の防止に係る取組として、毎年、全職員を対象とした座学による交通安全研修に加え、事故を起こした職員や希望者を対象とした教習所での実地研修を行っておりまして、個々の職員に対し、運転の際の注意点について指導をいただいているところです。

また、令和7年度からは、教習所での実地研修について、公用車の運転に不慣れで事故の発生割合も多い若年層の職員にも対象を広げ、公用車事故の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。本来に来年度からは少しでも件数が減るように努めていただければと思います。

最後になりますが、道路交通法の改正によりまして、令和4年4月からアルコールチェックが義務づけられておりますが、本市ではどのような形で遵守されているのかをお聞きいたします。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

公用車を運転する際には、所属長への酒気帯びの有無についての確認に加え、アルコール検知器を用いたアルコール検査を義務づけております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

それでは、最後に意見を述べて終わります。

公用車の購入についていろいろ確認をさせていただきました。その中で、ZEV導入プランがあることも知りました。全国的にも同様の流れとなっており、電気自動車などの導入率や目標時期は各自治体によってまちまちかとは思いますが、時代の流れで必要な予算かとは思いますが。

一方で、公用車の交通事故件数の増加が大変気になるところではあります。恐らく営業職や運送業など、毎日のように車を運転するお仕事であればここまでないのかなと思います。特に若い職員は、プライベートでもあまり自家用車に乗らない方が増えており、要するに乗り慣れていない職員が増えているのではないのでしょうか。

仮にそうであるならば、なおさら事故防止に係る講習や研修、指導をやってもらうことが市の財産維持にもつながると思いますし、ましてや人身事故でも起きてしまったら取り返しのつかないことになりますので、ふだんからの注意勧告を、これは総務部のみならず全担当部局にも要望して、この項の質問を終わります。

続きまして、3つ目の質問でございます。

113ページ、情報化推進事業、役務費、情報セキュリティ強化システム利用料など、市の情報セキュリティ関連の予算全般について、その内容を教えてください。

○松田義人委員長 政策企画室 I T 活用推進担当、赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

セキュリティー関連予算については、ネットワークに接続するサーバー等の機器等の費用も含まれたものとなりますが、住民基本台帳、税、保険などの個人情報を取り扱う基幹システムにおける政府共通基盤であるガバメントクラウドの利用料7,712万5,000円、L G W A Nと言われる地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク府域整備システムの利用料135万2,000円及びその管理委託料125万8,000円、また、職員がメールや決済、支払いなどの事務を行う上で必要となるセキュリティーや認証関連システムである情報系基盤システムの利用料789万7,000円及びその管理委託料3,096万3,000円、インターネット利用時のセキュリティーを高める情報セキュリティ強化システムの利用料257万1,000円、職員が使用する端末のウイルス対策ソフトの使用料201万3,000円などです。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。市の情報セキュリティー関連の予算全般について確認をさせていただきました。

市が取り扱う情報資産について様々な対策をしているとのことでしたが、それでは、その中でも特に重要な資産となる個人情報を取り扱う政府共通基盤であるガバメントクラウドへの移行の背景や今後の御予定などを教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

ガバメントクラウド移行の背景については、デジタル庁が提供するクラウドサービスを利用することで、インフラ構築管理のコスト削減、セキュリティーの品質向上、開発スピードなどの向上を目的とするものです。

また、本市においては、令和7年9月からガバメントクラウドを利用してシステムの標準化対応を開始する予定です。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 背景や今後の予定については理解いたしました。

それでは、ガバメントクラウド利用料の令和7年度予算額としまして約7,700万円が計上されております。これらは新たに必要となる経費と思われますが、今後、国からの財政措置

などはあるのかを教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

基幹系システム標準化に係るガバメントクラウドの利用料及び関連する費用の財源については、普通交付税にて算定される予定です。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 それでは、本市ではガバメントクラウドについて、どの提供業者のサービスを利用されるのかをお答えください。また、その選択理由も併せてお示しください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

本市においては、デジタル庁と提供契約を行っている業者の中から、アマゾンウェブサービスジャパンのサービスを利用しております。

また、同サービスを選択した理由については、基幹系システム事業者からの提案となっておりますが、民間も含め広く利用されているクラウドサービスであり、安定的な運用が見込めることから選定したものです。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。世界最大のシェアを誇るアマゾンウェブサービスジャパンのサービスを利用されるということで、安定的な運用が見込めることが選定に至った点、理解いたしました。

それでは、ガバメントクラウドに移行するメリットをお示しいただけますでしょうか。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

移行のメリットについては、ガバメントクラウドという共通的な基盤、機能を活用しながら、その基盤上で運用する基幹系システムを標準化することで、複数の事業者による競争環境を確保することができるとともに、各ベンダーにおいてクラウド基盤を整備する必要がなくなることから、業務アプリケーションの開発がしやすくなるなどのメリットが示されております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

それでは、最後に意見を述べさせていただきます。

政府が推奨するガバメントクラウドを中心にいろいろと質問をさせていただきました。ガバメントクラウドが世の中に登場する以前は、行政機関は業務システムの開発や保守、運用など、個別に行っていました。しかし、提供するサービスの利便性や安全性には行政機関によって大変ばらつきがあり、これが長らく問題視されてきました。

10年ほど前になるかと思いますが、日本年金機構にサイバー攻撃をされた事件があり、125万件以上の個人年金情報が流出したこともありました。そうしたリスク回避に対応する目的もあり、国や地方行政機関が利用できる共通のクラウドサービス環境を整えようとガバメントクラウドが発足されました。先ほどもガバメントクラウドを導入するメリットを質問いたしましたが、サーバー構築や運用コストの削減に加え、情報セキュリティ対策も国の基準に基づきガバメントクラウドにて実施するため、自治体側での対応は不要となります。

ガバメントクラウドは、住民基本台帳や税金、年金などの個人情報など重要なデータを取り扱うことから、万全なセキュリティ対策が不可欠となります。国が掲げる最新かつ最高レベルの情報セキュリティの管理の下、令和7年9月からガバメントクラウドを利用したシステムの標準化を開始するとのことで、万全な準備を進めていただきますよう要望して、この項の質問を終わりたいと思います。

それでは、続きまして4つ目の質問でございます。

予算書121ページ、駐車・駐輪対策事業の中で、北信太駅西駐輪場整備工事費についてお伺いいたします。

令和4年度に先行取得した專業用地を令和7年度に駐輪場として整備していく予算が1,490万円計上されておりますが、整備計画の概要をお伺いいたします。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

北信太駅西広場の整備に合わせた駐輪対策として、平置きの機械式駐輪場で40台程度の駐輪スペースの整備を行うもので、無人管理の下、一時利用専用の自転車駐輪場を計画しております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

それでは次に、今後のスケジュールをお伺いいたします。

○松田義人委員長 答弁。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

今後のスケジュールにつきましては、令和8年度からの運用を開始するため、来年2月の工事完成を予定しております。また、施設設置に伴い、和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正を第4回定例会に提出する予定です。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。北信太駅西口の新たな駐輪場整備工事に関して確認できました。

それでは次に、北信太駅前整備用地購入費3,429万2,000円が計上されておりますが、実際に整備されたと仮定して、何台ぐらいの駐輪場の規模になるか、概算で構いませんのでお示しください。

また、公共駐輪場の整備が進められておりますが、民間駐車場も今後どうなっていくのか不透明な状況であり、駐輪場が将来的に不足しないのか、市の見解をお聞かせください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

駐輪場の施設規模は、自転車、原動機付自転車合わせて140台程度を見込んでおり、平置きの機械式駐輪場を想定しております。また、駅前広場の整備により駐輪需要が変動し、民間駐輪場の参入なども考えられ、需要予測が難しいところではありますが、現状でいいますと、民間駐輪場に空きがあり放置自転車等も増えていませので、現行の仮設駐輪場と同規模の駐輪場整備で不足は生じないと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

それでは次に、自転車等放置防止対策事業としまして、放置自転車等の撤去、保管返還業務を管理公社に委託している委託料1,763万1,000円が計上されておりますが、放置自転車等の管理は現在どのようにされているかをお示しください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

撤去した自転車等については、撤去した旨の告知を行い、保管返還の対応を行っています
が、6か月経過したものは市に所有権が帰属されますので、年4回に分けて払下げ処分を行
っております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。放置自転車の件は本題からは横道にそれた内容では
ありましたが、確認をさせていただきました。他市に比べると、本市におきましては、放置
自転車も比較的少ない印象を持っております。今後の管理も引き続きよろしくお願いいたします
ます。

最後に意見を述べさせていただきます。

北信太駅再開発事業に関しましては、長年手つかずになっておりましたが、辻市長体制に
なってから具体的に動き出し、まずは自由通路とエレベーターが来年5月頃に完成をする予
定になっております。特に御高齢の方々や足の不自由な方々にとりましては本当に待ちわび
たもので、大変喜ばれております。今後、さらに西口エリアの整備が行われ、その一環で駐
輪場整備工事が来年度に行われる予算を確認させていただきました。

一方では、東口エリアにおきまして、駅前ロータリーの整備や鶴山台エリア開発などによ
る人口流入が期待できます。並行してそれに応じた駐輪場の整備等もさらに必要になってく
ると思います。利便性かつ安全性も考慮したものにしていただきますよう要望して、この項
の質問を終わります。

続きまして、5つ目の質問でございます。

予算書121ページ、交通安全対策事業の中で自転車活用推進計画策定委託料についてお伺
いたします。

こちらは先ほど大浦委員からも同様の質問がございましたので、重複する内容もあるかと思
います。まず概要につきましては、先ほど確認をさせていただきましたので割愛いたしま
す。

我が公明党会派からも、以前より幾度か要望しております和泉中央線における自転車専用
レーンなども考慮されているかお聞かせください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

和泉中央線につきましては、これまで議会においても自転車と歩行者の安全性において意見をいただいております、また、市街地の骨格を形成する都市幹線道路でもありますので、自転車ネットワーク路線の一つとして位置づけていく方向で調整しております。

なお、整備形態につきましては、現在、関係課、機関と選定に向けて整理を進めているところです。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 本市におきましては、和泉中央線以外で検討を進められておられるところがありますでしょうか。例えば、市の北西部に関しましては、本当にあまり広い道路がなく、自転車の利用者数も和泉中央線に比べると多くないのが実情ではございますが、その中でも鶴山台エリアは今後再開発も控えております。検討の余地はないのでしょうか。

また、阪和線の線路沿い辺りも富秋校区一貫校開発と並行して検討の余地があるのかないのか、お伺いいたします。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

自転車ネットワーク路線については、現在、各種調査データを踏まえ、市域全体の幹線道路等を見て関係機関と協議を重ねているところで、詳細な路線は選定できていませんが、現在進めております北信太駅前整備事業においても駅への自転車利用を考慮し、自転車通行空間の整備を計画している状況であり、今後、どのようにネットワークを結んでいくかも含めて検討しているところです。

なお、令和7年度末に計画策定を予定しておりますが、将来的に自転車活用推進計画の見直しを行う際には、地域の情勢も踏まえ、ネットワークの見直し等も検討してまいります。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

最後に意見を述べさせていただきます。

自転車は通勤、通学、買物などの日常生活におきまして身近な移動手段であり、本市におきましても、多くの人の便利な移動手段として定着をしております。その一方で、自転車関連事故や交通ルールの違反、マナーの欠如が多発しており、問題視されております。

そういった中で、自転車活用推進計画に基づき自転車ネットワーク路線の選定など検討を

いただいているかと思います。対象となる路線の考え方としましては、自転車利用の多い路線、自転車関連事故が多い路線、自転車通学に利用される路線、また、開発などにより自転車利用増加が予想される路線などがあるかと思います。地域のニーズや交通状況を踏まえながら、市民が安全かつ快適に移動できる自転車の利用環境をつくっていただく有効な予算として進めていただくことを要望しまして、この項の質問を終わります。

続きまして、6つ目の質問でございます。

予算書123ページ、北部コミュニティセンター管理運営事業で4,711万5,000円計上されております。その中に、北部コミュニティセンター音響システム更新委託料が3,600万円計上されておりますが、その委託内容について具体的な御説明をお願いいたします。

○松田義人委員長 市民室市民担当、藤原課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

北部コミュニティセンターにおいて、葬儀で使用する音響システムの不具合が継続しており、交換部品の生産も既に終了しているため、システム全体の更新が必要となっております。具体的には、オーディオプロセッサー、パワーアンプ、ミキサー、スピーカーなどの更新となっています。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 それでは、それに係る委託業務に関しまして、入札、決定、施工などのスケジュールを分かる範囲でお示してください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

スケジュールにつきましては、6月に入札を行い、事業者を選定し、作業期間については機器等の納品時期によって変わりますが、年度内に完了する予定です。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

北部コミュニティセンター供用を開始して何年になりますでしょうか。また、音響システムの更新は、このたび初めて行われるものなのでしょうか、お聞かせください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

北部コミュニティセンターは供用開始から21年が経過し、音響システムにつきましては、初めて更新するものです。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。北部コミュニティセンターはもう21年が経過するということで、今回の更新委託料につきましては確認させていただきましたので、簡単ではございますが、この質問は終わらせていただきます。

それでは、最後の質問になります。

予算書125ページ、地域防犯対策事業の8,261万2,000円についてお聞きいたします。

主に防犯灯、防犯カメラ関係について上げられておりますが、本市で設置しているのはどのような基準、また判断で決められているのかを教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

まず、防犯灯の設置につきましては、町会・自治会などが地域の犯罪の誘発防止を図るため設置を行っているもので、その設置に対して、市は1灯当たり設置費補助として上限2万5,000円、電気料金2分の1を補助しております。

次に、防犯カメラにつきましては、通学路や市内基幹道路上の逃走ルートとなり得る箇所や犯罪多発地域などを重点に、和泉市防犯カメラ設置基準に基づき、和泉警察署からのアドバイスや教育委員会との協議を行い設置しております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

本市でも不審者の発生情報が毎月数件公開されております。実際、通学路であっても一歩中に入ると街灯もない地域があり、夜歩くのが怖いという市民の声も耳にします。

そこで、夜間パトロールの強化や危険箇所への防犯灯、防犯カメラの設置などの予算を高める必要があるのではないのでしょうか、お聞かせください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

まず、夜間パトロールにつきましては、街頭犯罪などの事案があれば、和泉警察署に夜間警らをお願いしております。また、街頭犯罪の発生があれば、安まちメールや和泉総合防犯

センター（ＩＣＰＣ）からの防犯メールで周知を行っているとともに、町会・自治会活動においては、青色防犯パトロールを行っていただくようお願いしております。

次に、防犯灯の設置費補助や防犯カメラの設置に関する予算につきましては、他市の状況を踏まえ、今後も情報収集に努めてまいります。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

それでは、最後に意見を述べさせていただきます。

本市では、自治会・町会が負担する防犯灯の設置費用の一部及び電気料金の半分を補助していることを確認いたしました。しかし、昔に比べ、自治会・町会への未加入世帯が増え、そもそも自治会・町会が防犯灯の電気料金を負担しなければならないことに不公平感が大きくなっているのも事実としてあります。逆に、自治会・町会から脱退した住民が自治会費を払わないことを理由に、自宅前の防犯灯の明かりを消される事例も耳にいたします。

さきの御答弁で、防犯灯の設置補助や防犯カメラの設置に関する予算につきましても、他市の状況を確認いただけるとのことでしたので、防犯灯の電気料金の補助制度の在り方について今後検討いただくことを要望して、この項の質問を終わります。

私からの質問は以上になります。ありがとうございました。

○松田義人委員長 他に質疑の発言はございませんか。

森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。五月会、森です。

私からは３点質問させていただきます。

１点目、115ページ、12委託料、デジタル基礎能力育成研修委託料、２点目は121ページ、公共交通対策事業について、３点目、145ページ、基幹統計事業、１報酬について、３点をお聞きします。

まず初めに、115ページ、ＩＴ活用推進事業、12委託料、デジタル基礎能力育成研修委託料120万円が計上されていますが、その内容についてお聞きします。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 ＩＴ活用推進担当課長 ＩＴ活用推進担当課長の赤松です。

デジタル基礎能力育成研修委託料についてですが、ＩＴ担当部局だけでなく、日々の業務において職員がデジタル化を推進していく中で必要となるサービスデザイン力や業務改善の

考え方など、グループワークなどを通じて実践的に習得していく研修費用として予算計上したものです。なお、本事業の財源は、2分の1が府より補助され、残りは特別交付税措置されるものです。

以上です。

○松田義人委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。講義のような一方の研修ではなく、グループワークを通じた実践的な形でデジタルを活用する職員の能力を育成していくと、非常に期待したいところです。

令和7年度からはそういった取組も行っているというふうに認識したわけですが、一方で、デジタルに強くない、苦手とする職員もいるかというふうに思います。今後はどのような職員を対象に取組を進めていくのかをお聞きします。

○松田義人委員長 答弁。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

今後の取組については、入庁年数や係長級への昇格のタイミングなどに合わせ、一部の職員に偏ることがないように年度ごとに対象者を変え、研修を実施していく予定です。

以上です。

○松田義人委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

市では、オンライン申請の拡充や書かない窓口の取組、また、今後は申請から審査、給付までの一連の処理をデジタル化するフルデジタル化の取組も進めているということです。全庁的に進めるには、多くの職員がデジタルを活用する力が必要になってくるというふうに思います。

フルデジタル化、申請で出てきたものをデジタルで認識して、そして、そこで次、審査に持っていく。審査もデジタルでそれを進める。最終的には、給付まで一連でデジタル化をするというふうなお話なんですけれども、その中で取り残される職員、やっぱりデジタル化になかなか疎い人がおりますよね。そういった人に対して計画的に育成を取り組んでいく必要があるというふうに思います。フルデジタル化の運用がスムーズに進むことを期待します。質問を終わります。

続きまして、121ページの公共交通対策事業の18負担金補助及び交付金に公共交通関連の予算があります。これまで本市の中山間地域を運行してた路線バスが一部区間廃止するとい

うようなことで、この４月から市が南海バスに代わり、公共交通を維持していくという新たな取組が行われようとしております。

昨年まで、私もバス運行連絡協議会の委員として、南海バスの路線区間廃止の申入れや市の代替交通の考え方に対して協議会の中で意見を述べる立場でありました。これから和泉市がどうなっていくかということを経験してはたすけども、急な路線の廃止にもかかわらず、市の担当職員に当たっては、交通空白地域になってはいけないと、そういうような意見がありました。そして、それを進めていこうということでしたので、非常に取組としてはありがたいというふうに思っております。

今まで南海バスの運行便数の確保、それと同じようにはいきませんが、４月から市で運行するバスを、地域住民だけでなく市職員や我々議員も積極的に利用して、何がよくて、そして何が悪いのか、利用して気づくこともあるかというふうに思います。

そこで、４月から市が新たに導入するバスについてどのように変わるのか、まず路線維持バスの概要、そして運行ルート毎をお聞きします。

○松田義人委員長 答弁。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

まず、今回中山間地域にて区間廃止されます路線としましては、父鬼線、春木川線、緑ヶ丘団地線となっております。父鬼線が運行していた路線で言いますと、父鬼から和泉青葉台の区間が廃止となり、路線維持バス父鬼ルートとして中型バスを用い、父鬼から和泉中央駅までの間を、主に通勤、通学の時間帯を運行します。

運行経路は、現経路から青葉台方面には迂回せず、和田南交差点を曲がり浦田を経由するルートで、南海バス路線が運行する南池田小学校前から川中のバス停は通過します。

次に、春木川線が運行した路線では、春木川及び若樫から和泉中央駅の区間が廃止となり、路線維持バス春木川ルートとしてコミュニティバスを用い、春木川から若樫を経由して和泉中央駅までの間を通勤、通学の時間帯に運行し、南海バス路線が運行する美術館前、内田上のバス停は通過します。

次に、緑ヶ丘団地線が運行していた路線では、松尾寺から美術館前の区間が廃止となり、路線維持バス松尾寺ルートとして９人乗りのワゴンを用い、松尾寺から和泉中央駅までの通勤、通学の時間帯に運行し、南海バス路線が運行する美術館前、内田上のバス停は通過します。

また、春木川及び松尾寺ルートの日中の時間帯については、松尾寺ルートのワゴンを活用

して運行し、運行経路は春木川及び松尾寺ルートともに現行と同じルートとしております。

運賃につきましては、各ルートともに路線バス同様の距離制運賃となります。

以上です。

○松田義人委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

デマンドバスについてお聞きします。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

南部地域を運行するデマンドバスについては、父鬼線の区間廃止を受けて、横山及び南横山校区に平井までの南池田校区の一部を加えて運行エリアを拡大し、路線バスとの乗換可能地点を、これまでの槇尾中学校前、国分峠東から納花、和泉青葉台に変わり、また新たに納花の商業店舗施設に乗降場所を設置いたします。

運賃は運行エリアを一律料金としています。

以上です。

○松田義人委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

それでは最後に、市民やバス利用者への周知方法についてお聞きします。

○松田義人委員長 答弁。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

市民への周知については、3月広報紙に、4月から路線維持バス等の運行が切り替わる旨を周知し、2月下旬より市のホームページで代替交通の内容が確認できるよう、随時確定した内容から更新しているところです。

また、バス利用者への周知については、南海バスが2月下旬から廃止するバス停に周知文を掲出しており、その中に市ホームページを案内するQRコードを掲載しております。あわせて、今月3月6日より、路線バスの再編廃止する系統等について車内告知する予定と聞いております。

以上です。

○松田義人委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

意見はございませんが、まず各ルートに乗ってみたいと思います。ありがとうございます

た。

続きまして、3点目です。

予算書145ページ、基幹統計事業、1報酬として8,983万1,000円が計上されています。この内容と調査人員等の人数についてお聞きします。

○松田義人委員長 総務管財室総務担当、高垣課長。

○高垣 総務部総務管財室総務担当課長 総務担当課長、高垣です。

基幹統計事業の報酬の内訳でございますが、令和7年度は5年に1度の国勢調査の実施年となっておりますことから、各統計調査の会計年度任用職員報酬として5人分、841万9,000円、国勢調査調査員報酬として889人分、7,150万9,000円、国勢調査指導員報酬として150人分、990万3,000円の計8,983万1,000円を予算計上しております。

以上です。

○松田義人委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

令和7年度は、統計業務の中でも最も大きな国勢調査が行われるということです。毎回調査員の確保に苦慮していると聞いております。今回も900人もの調査員が必要とのことですが、その内訳についてお聞きします。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○高垣 総務部総務管財室総務担当課長 総務担当課長、高垣です。

現在の登録調査員は159人であるため、新たに確保する必要があるございます。不足分につきましては、前回と同様に国勢調査のみを行う国勢調査員を新たに募集するとともに、市職員の配置により対応する予定でございます。

以上です。

○松田義人委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。非常に多くの調査員を、募集により確保する必要があると。

具体的な募集方法についてまずお聞きしたいと思います。また、今回の国勢調査で新たに取り組む確保策があれば、併せてお聞きします。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○高垣 総務部総務管財室総務担当課長 総務担当課長、高垣です。

募集の周知方法といたしましては、前回調査と同様に、広報いずみ4月号及び市ホームペ

ージに募集記事を掲載するとともに、市内公共施設や郵便局等へのポスターの掲示とチラシの配架、桃山学院大学の学生や校区社会福祉協議会のボランティア、前回の国勢調査経験者への案内のほか、各町会・自治会へのポスターの掲示とチラシの回覧をお願いする予定でございます。

また、新たな確保策といたしましては、ポスター掲示等を行う施設の拡大でありますとか、市公式LINE、XなどのSNS、学校・保護者への連絡用アプリといったデジタルツールの活用、シルバー人材センターの登録者への周知、民生委員・児童委員や各種商工関係団体への協力依頼、泉北高速鉄道の協力による光明池駅、和泉中央駅へのポスターとサイネージの掲示、優良求人サイトへの掲載、SNS広告などを行う予定でございます。

あわせて、募集チラシを手にとっていただけるようチラシのデザインを改めたほか、電子申請による申込みを可能とするなど、調査員確保に向けて改善を行っております。

以上です。

○松田義人委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。国勢調査は、市民一人一人の生活実態を正確に把握し、今後の行政運営や国の政策に活用される重要な統計調査です。調査員の確保に向けて、できる限り早期の募集活動と周知の徹底が必要と考えます。

そこで、大募集のチラシがある。これは和泉市が出してるやつですけども、1調査区、大体調査区で40世帯から70世帯で1人5万円の報酬がある。ですので、これを兼ねれる人は2調査区、3調査区というふうに進んでいくかなというふうには期待するわけですけども、これが総務省の国勢調査の案内です。「さあ、一緒に！国勢調査員大募集」、マツケンサンバの内容が出てます。そこで、市長の登板をお願いしたいなというふうに思ってます。

以上で終わります。

○松田義人委員長 他に質疑の発言はございませんか。

埴田委員。

○埴田英伸委員 公明党の埴田です。

私からは9点の質問をさせていただきます。

1つ目、予算書93ページの人事配置適正化事業について、2、99ページ、広聴事業、11役務費の中の広聴システム利用料について、3、101ページ、コミュニティ活動支援事業、18負担金補助及び交付金における町会館等整備費助成金について、4、101ページ、市民相談事業、12委託料、司法書士相談委託料について、5、101ページ、18負担金補助及び交付金、

人権啓発活動助成金について、6、109ページ、ふるさと元気寄附事業のうち、12委託料、返礼品提供事業者登録等支援委託料について、7、109ページ、結婚新生活支援補助金について、8、111ページ、市政総合企画事業、12委託料、企業版ふるさと納税支援委託料について、9、117ページ、女性問題総合相談事業、12委託料、配偶者等暴力被害者緊急保護委託料について、以上9点です。

まず1点目、予算書93ページ、人事配置適正化事業に関連して、職員の障がい者雇用についてお聞きします。

まず、現在在籍している職員のうち、障がいのある職員数と法定雇用率の達成状況を教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

障がい者雇用率の基準となります令和6年6月1日現在の状況といたしまして、障がいのある職員数は33人で、法定雇用率2.8%に対して本市の雇用率は3.05%となっております。

なお、地方公共団体の法定雇用率は、法改正により、令和8年7月に3.0%に引き上げられる予定でございます。

以上です。

○松田義人委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 分かりました。令和5年度に引き続き、令和6年度も3%を超えたことに感謝しております。

ただ、令和8年7月に3%に引き上げられることになると、現時点の雇用率を維持するだけでは急な退職などがあつた場合に対応できないことも危惧されるところです。正職員と会計年度任用職員を毎年継続して採用しているとのことですが、法定雇用率の引上げに対応するためには、この3年間で私自身が一般質問などで訴えさせていただいているように、さらにその枠を広げていくべきだと思います。

現在、障がい者雇用拡大のために取り組まれている内容を全て教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

障がい者の雇用枠につきまして、令和2年度からは、身体障がい者に加え、精神障がい者及び知的障がい者も募集対象とし、障がい者雇用の拡大に努めております。また、法定雇用率の引上げに対応するため、正職員の障がい者雇用枠につきまして、従来1人の雇用枠を令

和7年度採用は2人に拡大しております。

また、今後の取組としまして、簡易な軽作業やパソコン入力などの事務作業を集約して障がい者の方に業務遂行してもらい、いわゆるチャレンジ雇用につきまして検討を進めているところでございます。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 御答弁ありがとうございました。

チャレンジ雇用は、くらしサポート課所管の障がい者就労支援センターになると思います。福祉部、市民生活部、市長公室と部局の違う連携で取り組んでいただき、ありがとうございます。私自身もさらに研究し、今後も提案させていただく決意です。今後とも障がい者雇用促進の取組をよろしくお願いします。この項の質問を終わります。

次の質問です。予算書109ページ、ふるさと元気寄附事業のうち、12委託料、返礼品提供事業者登録等支援委託料についての委託内容は、先ほどの岡田委員のところでお聞きしましたので省略していただき、質問させていただきます。

まず、現在どれぐらいの返礼品数があるのか、大まかな種別で構いませんので、種別で示してください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

一例としまして、楽天ふるさと納税サイトに登録されている返礼品数について、令和7年2月現在ですが、食品類が320件、日用品や装飾品類が3,301件、役務の提供が65件。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。実に3,700品目もあることに驚きました。

もう一步踏み込んで質問させていただきますが、返礼品数の増加が業務委託の目的とは思いますが、来年度の返礼品数の増加目標値などはあるのでしょうか。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

今回の業務委託により、60件程度の新規登録をめざしたいと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。

確認ですが、返礼品数が多ければ成果に表れるという裏づけがあれば教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

直近5年程度の返礼品数と寄附額の推移で申しますと、令和2年度の返礼品数が、サイト平均1,172件に対しまして寄附額が約5.3億円でしたが、その後、ポータルサイトの拡充とともに返礼品の新規開拓にも取り組み、今年度の返礼品数はサイト平均3,686件まで増加し、令和7年1月末現在で寄附額が約11億円にまで達しました。

ふるさと納税制度については毎年のようにルールが厳格化されており、社会経済情勢の影響を受けながらも、返礼品数の増加が寄附額の増加に結びついていると認識しております。

今後も引き続き寄附の裾野を広げるべく、返礼品数の増加に取り組むだけでなく、寄附者を選ばれる返礼品の拡充にも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 御答弁ありがとうございました。品目数の増加と成果が比例していることをお聞きし、感心するばかりです。どうか寄附金額増額のためにさらに御尽力いただきたいと思います。

そういった増額分を障がい者福祉などの予算に回せるような仕組みができればいいと、なお思いますので、この項の質問を終わります。

次の質問です。101ページ、18負担金補助及び交付金の人権啓発活動助成金について、令和6年度当初予算と比較すると減額となっていますが、理由を教えてください。

○松田義人委員長 人権・男女参画担当、藤原課長。

○藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長の藤原です。

減額となった理由ですが、小学校区において、校区人権啓発推進協議会が自主的に行う人権研修活動に対して校区人権研修活動助成金を交付していましたが、近年の活動実績の減少、また担い手の高齢化、減少を理由として研修会の開催等に苦慮しているといった意見があっ

たことから、令和7年度から市が研修会を実施することとし、校区人権研修活動助成金を廃止することによるものです。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。

市が執り行う研修会の開催計画を教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権男女参画担当課長の藤原です。

研修会については、市内を4つの地域に区分し、1年で2つの地域、2年で4つの地域で開催する予定です。また、開催場所については、コミュニティセンター、和泉シティプラザ、和泉市南部リージョンセンター、人権文化センターを予定しています。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。確認だけさせてください。

市が執り行う研修会の開催計画で、これまでの各校区で行っていた開催回数などの量や質は確保できるものとお考えですか。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権男女参画担当課長の藤原です。

研修会の開催に当たっては、研修内容について、各校区に対しまして研修内容に係るアンケート調査を行うとともに、開催の御参加について各町会・自治会の掲示板、回覧板を通じて周知をお願いしたいと考えております。このことから、量や質は確保できるものと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 御答弁ありがとうございました。引き続き人権啓発活動に御尽力いただくことを要望して、この項の質問を終わります。

次の質問です。予算書109ページ、結婚新生活支援補助金について、令和6年度と比較して120万円ほど増加していますが、その理由についてお聞きいたします。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

本補助金は、国の地域少子化対策重点推進交付金に係るメニューのうち、結婚新生活支援事業を活用しているもので、令和5年度から制度改正により、夫婦ともに29歳以下の世帯に対する交付金額の上限が30万円から60万円に引き上げられています。

今年度の状況としましては、令和7年1月末時点で交付決定件数32件のうち、上限60万円の交付対象世帯が23件で全体の72%を占めており、この傾向は令和7年度も継続すると想定しています。

このため、令和7年度は上限60万円世帯を30件、30万円世帯を10件、合計40件の公募を想定し予算を計上していることから、増額となっているものです。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。

令和6年度は32件の申請があったようですが、市外からの転入者数をお伺いします。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

32件64人の申請のうち、市外からの転入者は29人となっております。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。申請者の半数が市外からの転入者ということは、この制度の効果を感じることができます。引き続き成果を上げていく取組をよろしくお願いいたします。この項の質問終わります。

次の質問です。101ページ、コミュニティ活動支援事業、18負担金補助及び交付金における町会館等整備費助成金についてお伺いいたします。

本助成金の申請状況を教えてください。

○松田義人委員長 広報・協働推進室公民協働推進担当、大西課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

現在、9つの町会・自治会から本助成金の利用申請をいただいております。新築が1団体、改修が6団体、防災倉庫整備が1団体、雨水利用施設設置が1団体となっております。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。

申請団体が9団体あるとのことですが、本助成金の予算はどのように決めているのですか。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の太西です。

本助成金については、例年夏頃に校区会長会議を通じて各町会・自治会長へ御案内するほか、広報やホームページで周知を行い、翌年度に町会館等の整備を予定し、本助成金の活用を検討している各町会・自治会長と事前協議を行っております。事前協議において助成対象経費の判断等を行った上で、助成金の予算額を決定しております。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。

それでは、申請団体が要望していても、現状で修繕や新築などの必要性がない場合や却下する場合の判断はどのようにされていますか。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の太西です。

町会・自治会館は、町会・自治会の皆様により維持管理を行っていただいております。修繕等の必要性については、町会・自治会における総会での議決により会員皆様の意思決定に基づき判断しているものです。

また、修繕による助成金活用後5年間は原則再度の申請ができませんので、各町会・自治会において計画的に修繕を検討の上、必要性を判断していただく制度としております。なお、本助成金の助成対象経費か否かの判断については、要綱に基づき市が実施しております。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。各地の町会も世代交代をしている中で、この補助金のことを

知らない町会がないように周知に力を入れていただくことを要望して、この項の質問を終わります。

次の質問です。101ページ、司法書士相談委託料についてですが、先ほどの大浦委員と完全に全て重複しています。ですので、意見だけ、要望だけですけれども、来年度の取組で効果検証をしていただき、必要性があれば拡充していただくことを要望します。質問を終わります。

次の質問です。111ページ、市政総合企画事業、12委託料、企業版ふるさと納税支援委託料についてですが、先ほどの岡田委員と重複しますので、意見のみ述べさせていただきます。

成果報酬という形は安心できます。もし来年度にそのやり方で一定の効果が見込まれれば、さらに予算を増額して積極的に企業版ふるさと納税の取組に力を入れていただきたいと思います。先ほども個人版でも申し上げましたが、その歳入部分を福祉分野などに転用していただくような考えもお願いして、この項の質問を終わります。

次の質問です。予算書99ページ、広聴事業について、11役務費について、広聴システム利用料が計上されていますが、システムの概要についてお伺いします。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

本システムはオンラインで意見収集が可能なもので、市が提示するテーマに対して参加者がスマートフォンやパソコンから意見を出し合い、意見集約だけでなく、司会進行についてもAIが行うもので、試行的に導入を行います。

本システムについてはタウンミーティングでの活用を想定しており、開催日に参加できなかった方にも意見を出していただけるよう、一定の期間を設けてオンラインでの意見募集を実施したいと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。

システムを活用してタウンミーティング開催日に参加できなかった方の意見収集を目的とするとのことですが、いただいた御意見に対してどのような形で回答を示すのでしょうか。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮

池です。

通常の対面型のタウンミーティングと同様となりますが、参加者からいただいた御意見については、意見内容に応じて各課に照会し、回答内容をまとめた上で市ホームページに掲載する予定です。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 ありがとうございました。

A I の導入で、これまで手作業で行ってきた職員さんの業務負担の軽減につながると思いますので、試行実施の結果を踏まえて、タウンミーティング以外の業務にも全庁的に活用を検討してもいいのではないかと思いますので、そういうことも御検討をお願いして、この項の質問を終わります。

最後の質問です。117ページ、女性問題総合相談事業、12委託料、配偶者等暴力被害者緊急保護委託料について、内容を教えてください。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長の藤原です。

配偶者等暴力被害者緊急保護委託料については、DV被害者の方が自力での避難先の確保が難しく、安全の確保のため緊急を要する場合、御本人の同意の上、大阪府女性相談センターに依頼して一時保護の対応を行っていますが、被害者側の諸事情などによりまして一時保護ができないと判断される場合があります。その場合において、和泉市が安全確保のため一時保護が必要と判断したものについて、民間シェルターへの緊急一時保護を実施するための委託料です。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。

私が以前の一般質問でもお願いしましたが、近年の女性による男性へのDVへの急増の対応として、男性も相談しやすい環境づくりを提案させていただきました。それに対して一定理解の御答弁をいただき、取り組んでいただきました。

しかしながら、男性からのDV相談については、まだこれまで実績がないとお聞きしております。全国で男性被害者も3年間で10倍の急増となっています。引き続き、男女問わず、

パートナーからのDVの救済に御尽力いただくことを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○松田義人委員長 委員会の途中でありますが、お昼のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時58分休憩)

————— ◇ —————

(午後1時00分再開)

○阿部 博副委員長 午前に引き続き委員会を開きます。

他に質疑の発言はございませんか。

飯阪委員。

○飯阪光典委員 大阪維新の会、飯阪です。4点質問させていただきます。

107ページ、工事等契約事業、1報酬、入札等監視委員会委員報酬について。2点目、121ページ、公共交通対策事業、18負担金補助及び交付金、路線維持バス運行負担金について。

3点目、125ページ、北部リージョンセンター管理運営事業、14工事請負費、北部リージョンセンター防犯カメラ改修工事費について。4点目、最後です。135ページ、住民基本台帳ネットワークシステム等運営事業について。以上4点について伺いをいたします。

まず、1点目、予算書107ページ、工事契約事業、入札等監視委員会委員報酬について伺いをいたします。

この委員会については、工事等に関し、入札契約方法の決定方法等について審議していただいておりますが、特別簡易型総合評価落札方式についても本委員会の対象となるのか、その点について、まず伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 契約検査室、山下課長。

○山下 勝総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の山下です。

案件の対象となります。

以上です。

○阿部 博副委員長 はい、飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

それでは、次に、この特別簡易型総合評価落札方式では、低入札調査価格及び失格基準価格が設けられておりますが、この低入札価格調査、失格基準価格について説明をお願いいた

します。

○阿部 博副委員長 山下課長。

○山下 勝総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の山下です。

通常の入札では、予定価格と最低制限価格の2つを設定し、予定価格を超過したり、最低制限価格を下回る入札は失格となります。

一方で、特別簡易型総合評価落札方式は、同種工事の施工実績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式であり、予定価格と通常の入札の最低制限価格と同額である低入札調査基準価格に加えて、失格基準価格の3つを設定します。予定価格を超過したり、失格基準価格を下回る入札は失格となりますが、低入札調査基準価格から失格基準価格の間での入札の場合、入札は有効ですが、工事品質が確保され、契約の内容に適合した履行が可能かを事業者ヒアリング等を行う低入札調査を行います。この場合、履行が可能と判断した場合に落札者とするようになります。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

今、この低入札価格調査、また失格基準価格について説明をしていただきまして、この総合評価型の落札方式について簡単に説明をしていただきましたが、通常の競争入札では、最低制限価格を下回る入札は失格となりますが、総合評価方式ではそうはならず、低入札価格調査による判断により落札者となることが可能となっております。

通常の入札よりも落札価格が低下する可能性があります。一方で、工事の品質確保や下請事業者への影響に関するダンピング防止の視点も必要となります。入札等監視委員会ではどのようなチェックを行っているのか、その点について伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 山下課長。

○山下 勝総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の山下です。

入札等監視委員会において、案件の概要、低入札調査の内容について説明し、入札金額に加えて技術評価点を記載した入札結果表を資料として提出し、入札が適正に行われたかを審議していただきます。

これまで失格基準価格や低入札調査についての特段の意見はなく、入札は適正に執行されたと認められております。

なお、過去3年で特別簡易型総合評価落札方式で実施した案件は、令和5年度の3件があ

り、令和6年度は9件です。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

この特別簡易型総合評価落札方式は、令和5年度で3件、令和6年度は9件となっております。今後も本市の入札方式の一つとなることが予想されておりますが、そして、また本市において、この方式は現在のところ大型の入札案件のみ対応しているということですが、この方式になると、入札参加資格を持つ市内事業者が一部に限定されている業種が存在することとなります。最大限に競争性を確保できないばかりか、市内事業者の育成につながらないおそれがあると考えますが、この点に対する担当課の見解をお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 山下課長。

○山下 勝総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の山下です。

特別簡易型総合評価落札方式の案件は、規模が大きい工事発注であり、下請発注の金額が大きくなることが想定されるため、特定建設業の許可を持つことを入札参加の条件としております。

市内・準市内業者で特定建設業の許可を持つ業者が少ない業種がありますが、その場合は市外業者も対象とし、十分な競争が確保されるよう入札執行をしております。また、市内・準市内業者にも特定建設業許可の積極的な取得についてアナウンスを行っていく予定です。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

今の御答弁で、市内・準市内の事業者では事業者が非常に限られているというような御答弁もありました。この特定建設業という、この許可を取っていないと、非常にこの入札には参加できないという一つの前提があるわけですが、まず、市内・準市内でしっかりと企業数、業者数を賄っていけるだけのそういう体制を取るのがまず第一ではないかというふうに思っておりますが、その点について担当課の見解をお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 山下課長。

○山下 勝総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の山下です。

特定建設業の許可につきましては、建設業法の関係で必須となりますので、今後、市内・準市内業者にも積極的に取得いただけますようアナウンスを行っていく予定であります。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 分かりました。

現時点では、今の答弁に始終するのかなというふうにも思いますので、今回、質問させていただいたのは、あらゆる入札は、やはり誰が見ても公平・公正でなければならないということは言うまでもありません。最も効率的な入札方式の確立、本市では、今の一般競争入札、指名競争入札等々、今の入札になって恐らく20年ぐらい同じような方式がずっと採用されていると思います。

今の方式が一番いいのか、そして、まだもっともっといい方式があるのかということをしつかりと模索をしていただく。そして、様々な自治体が今取られている入札方式等々を研究をしていただくということを、ぜひ心がけていっていただきたいなというふうに思いますし、やはりこの入札云々の際には、必ず市内事業者の育成という言葉が皆さんも使われますし、我々も使います。市内事業者が、やはりしっかりと健全な運営をしていただいて、そして災害等々、そういったときに我々、この和泉市内でしっかりと災害復旧等々にも従事していただける、そんな体制を築いていく必要があると思いますので、この市内事業者育成という観点は必要だと思います。しっかりと市内・準市内で賄える、そして事業者数を確保できるように、そういった事業者育成へと役立つような入札方式をしっかりと取っていただきたいと思います。

この点については以上で終わらせていただきます。

そしたら、2点目の121ページの公共対策事業の中で、路線維持バス運行負担金についてお伺いをいたします。

先ほど森委員からもありましたが、私からは、少し観点を変えて質問をさせていただきたいと思います。重なる点もあると思いますが、失礼いたします。

これまで公共交通を担っていただきました南海バスが中山間地域の路線を廃止し、市のほうで暫定措置として代替交通を一定確保していただき、また、運賃の面でも、通学定期等、特に子育て世代の経済負担とならないよう考慮していただいていることには感謝をしております。

しかし、その一方で、私の地元、横山校区では、通勤、通学や日常生活移動に不安を感じている方からの声が私のほうにも多数寄せられております。

そこで、まず、路線バスが廃止される地域への説明を行っていただいていると思いますが、

どのような意見がその場であったのかお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 都市政策室交通担当、田口課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

路線バスが廃止される区間の地域にて、順次説明会を行ってきた中でいただいた意見としては、やはり公共交通がなくなってしまうことにより地域の衰退を懸念する声があり、過疎化が進むことや運転免許返納後の移動手段の確保を心配される意見がありました。

また、代替の運行内容では、現行の路線バスに比べ運行便数が減ることや、車両が小型化されることによる利用上の制約が大きく感じられ、通勤、通学や買物など、日常的な移動手段の確保の点において不安視される意見もございました。

その点も踏まえ、今後の地域の移動手段の確保に向け、地域や利用者との対話の場を設けてほしいとの要望もいただいております。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

そうでしたね。私も横山地域、そして南横山地域の説明会には参加をさせていただきました。そのような意見、そして様々、もう少し踏み込んだ強い厳しい意見もあったかというふうに思っております。

これ、全国的にやはりバス会社の運転手不足はニュースにもなり、地域の方は何となくバス業界の状況を知っていた方も、やはり自分がその立場に置かれると大変な驚きもあったのではないかと察しております。

代替運行においては、廃止される地域が、まずは交通空白地域にならないようにとのことで、先ほど森委員からもそれはありましたが、南海バスの廃止申出から急ピッチで検討され、確保されてきたというところで御苦労もあったかと思えます。

横山地域で言いますと、4月から路線維持バスやチョイソコいずみを実際に運行してみないと状況もつかめませんので、今の時点で議論を広げていくものではないと思いますが、地域では、今後の公共交通がどうなっていくのか心配する方が大半です。財政状況や利用状況などの観点から、公費支出の妥当性を検証することになりますが、例えば、交通の利用者が低迷する場合と、その真逆に代替交通の利用者が増えて不具合が生じた場合、どのような考えの下、今後対応されるのか。その点を現段階で答えていただける範囲で結構ですので、お聞かせ願えますか。

○阿部 博副委員長 田口課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

代替交通については、路線バスの利用状況や運行距離などを踏まえ、限りある車両を効率的に活用したダイヤ設定を行い、幹線交通として通勤、通学の移動手段を確保していく市の考えを説明会の中でもお伝えしており、4月からの利用状況を踏まえた上で、地域とも対話しながら対応を検討していきたいと考えております。

例えば、現状の便数でダイヤ調整することも一つですが、路線維持バス利用者が増え、ダイヤ調整による工夫を行っても供給量が不十分な状況が続く場合は、供給方策を検討することになりますが、乗務員や車両確保の面で、路線バス事業者が迅速な対応ができるかが課題であり、他の事業者による自家用有償旅客運送も含めた見直しといったことも検討の一つと考えております。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

これから代替運行を行っていくというところで、少し先走った内容の質問をさせていただいた面もありますが、これから利用状況を踏まえ、地域との対話もしていくということですので、その都度検討するのではなく、やはり先を見据えた検討を行っていただくこと。また、補完機能として、先ほども自家用有償旅客運送といったこともありましたが、この補完機能として自治体ライドシェアといった新たな運行形態についても可能性を、今の時点から探っていただくよう要望いたしまして、この項についての質問は終わらせていただきます。

次に、3点目、125ページ、北部リージョンセンター管理運営事業、北部リージョンセンター防犯カメラ改修工事費についてお伺いいたします。

まず、今回、この北部リージョンセンター防犯カメラの改修。改修する理由についてお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 広報・協働推進室公民協働推進担当、大西課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

平成27年の施設開設時に設置しました防犯カメラの耐用年数が経過し、映像が不鮮明である等、施設の管理運営に支障が生じているため、防犯カメラの更新等を行うものです。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。改修する理由についてお伺いをさせていただきました。

この北部リージョンセンター、私も幾度か訪問をさせていただいたんですけども、その際、見渡してみると、人の出入りがあるのに防犯カメラが設置されていない箇所もあり、既存カメラの更新のみではなく、増設も必要ではないかと考えておりますが、改修工事の内容についてお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 大西課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の太西です。

委員御指摘のとおり、現状の配置では、人の出入りがあるにもかかわらず、防犯カメラに映っていない箇所があるため、既存の防犯カメラ16台を更新するとともに、新たに8台を増設する予定です。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

既存の16台に加え、新たに8台追加の計24台設置予定とのことですが、本施設は指定管理者による管理運営が行われており、この施設の諸課題については指定管理事業者が最も理解されているのではないかと思います。今回の設置箇所やカメラ録画の範囲について事前協議がなされたのか。また、その協議に基づき更新されとの理解でいいのか。その点についてお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 大西課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の太西です。

今回の防犯カメラの更新等については指定管理者からの要望によるものであり、その設置場所についても事前協議を行い、その協議に基づき更新及び増設をしようとするものです。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

指定管理者としっかりと協議をしていただいた上で増設、そして設置をしていただくとい

うことは理解をさせていただきました。

次に、今回の改修工事費の予算は、防犯カメラを購入するものとして積算されていると伺っておりますが、この防犯カメラの設置については、もちろん購入、そしてリースによる更新も手法として考えられると思いますが、このリースで更新すること等を検討されたのか、その点について伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 大西課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の太西です。

リースのメリットとしては、初期投資が少なく、最新の機器を導入しやすいことが上げられる一方で、デメリットとしては、分割手数料や維持管理経費を含めた長期的なコストは購入に比べて高額になる可能性があることが上げられます。このことから、リースによる更新ではなく、防犯カメラを購入するものとして改修工事を予定しているものです。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 今回の御答弁がありましたが、リースは高額になるということで、リースによる更新ではないという御答弁ですが、買取りに比べて高額になる可能性ということですが、この契約は当然競争入札で行われ、一概にリースが高額と言い切ることはできないのではないかとこのように私は考えています。

また、本市では、これまでも多くの防犯カメラを設置してきましたが、保証期限が切れ、想定していた耐用年数が経過する以前に作動不良、動作不良等々を引き起こした物件もあったと理解しております。安心・安全、そして抑止力としての効果を期待している防犯カメラが本来の機能を発揮できなければ全く意味がありません。価格面の重視は非常に重要ですが、それには機能性の確保が前提となります。イニシャルコスト、ランニングコストを含め、総合的な判断での導入が必要であることは指摘をさせていただきます。

この点についても終了、これで終わらせていただきます。

次、最後の質問です。

予算書の135ページの住民基本台帳ネットワークシステム等運営事業について伺いをいたします。

まず、本市のマイナンバーカードの現在の普及率について伺いをいたします。

また、現在マイナンバーカードを持っておられない方を対象として、どのように普及勧奨、

普及促進をしているのか、その点についても併せてお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 市民担当、藤原課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

マイナンバーカードの交付率については、令和7年1月末現在で85.2%です。

また、交付促進につきましては、来庁が困難な方を対象に、希望された高齢者施設等に職員が出向き、出張申請支援を行い、交付率向上に努めています。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

来庁が困難な方のみを対象とされているとのことですが、その他の方への普及促進、普及の勧奨について、勧奨を行っていないのか、行っているのであれば、どのような勧奨を行っているのかお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 藤原課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

各種証明書等の手続のため、窓口に来られた方に対し、マイナンバーカードの取得の有無を確認し、取得していない方に対しては申請の勧奨を行っています。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

今、もう85.2%ということで、多くの方がこのマイナンバーカードを持っていたいているということです。持っていない方に対しては窓口、そして来庁が困難な方には、職員が出張申請の支援を行っているということでお伺いをいたしました。

それでは、次に、マイナンバーカードや、カードに登載されている電子証明書の有効期限と、その更新手続についてお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 藤原課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

マイナンバーカードは、発行日から10回目の誕生日まで、未成年者は5回目の誕生日まで有効です。更新手続については、有効期限の2から3か月前に有効期限通知書が送付され、スマートフォン等からオンライン手続ができるほか、市役所の窓口で更新手続を行うことも可能です。どちらの場合も本人確認のため来庁いただく必要があります。

一方、電子証明書についても5年の有効期限がありますが、オンラインでの更新手続きができず、市役所窓口、または和泉シティプラザ出張所の窓口で手続きしていただくことになります。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

それぞれの有効期限並びに更新手続きについて確認をさせていただきました。

令和3年度から令和5年度にかけては、マイナンバーカードの申請や交付のため、非常に多くの方が集中して来庁し、かなりの待ち時間や混雑が発生した経過がありました。そろそろ多くの方が更新を迎えることとなり、市役所の窓口に一斉に手続きに来られるものと予想されますが、本市ではどのように来庁等々について想定をされているのか、その点についてお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 藤原課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

マイナンバーカードの更新については、誕生日を基準とした有効期間が設定されているため、人によって更新月が異なることや、更新手続きは和泉シティプラザ出張所でも行えることから、来庁者の分散化は図れると考えており、混雑はするものの、以前よりは緩和するものと想定しております。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

今の御答弁では、誕生日を基準としており、シティプラザ出張所も更新手続きが可能となることから、以前ほどの混雑ではないという想定とのことですが、日にち、曜日、そして時間によっては混雑も予想されるのではないのでしょうか。

そこで、混雑を解消するため、本市ではどのような対策を考えているのかお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 藤原課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

市では、ホームページにおいて更新についての御案内をするとともに、現在、窓口の待ち時間が増えていることや、比較的待ち時間が少ない曜日など、来庁される方へ向けて事前に

お知らせしている状況です。

今後、来庁者が大幅に増加することを想定し、窓口や端末の増設のほか、手続の方法について、予約受付なども視野に入れ、来庁者の分散化を図れるよう研究しているところです。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

ホームページ等々で、この窓口の待ち時間、各課、今何名の方が待たれていますよという記録があるということですね。私もホームページを見させていただきまして、拝見をさせていただきました。

ただ、やはりホームページを見られる環境にある方とそうでない方というのは必ずいると思います。そういった方に対しては、非常にその混雑状況をお知らせすることは困難となりますが、そういったところまでしっかりと混雑対策というのは今後必要になってくるのではないかというふうにも思っております。

ちょうどマイナンバーカードが普及がかなり急ピッチで進んできた際には、市役所に入ると非常に多くの住民の方々が列をなして待たれていて、そして、午前中で、朝一番で来られた方も、午後の2時、3時までかかったという方もお聞きしたことがあります。非常にたくさんの方が並ばれる状況もあるかと思しますので、そういったところ、しっかりと対応できるように、今からその対策等々についても、こういった場合はどうしたらいいのかとか、そういう対策をしっかりと立てていっていただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○阿部 博副委員長 他に質疑の発言はございませんか。

原委員。

○原 重樹委員 共産党の原です。

私の質問のページ数を言います。まず、91ページ、一般管理費。これは職員の問題です。次に、105ページの人権文化センターの問題の中で、それから110ページの企業版ふるさと納税の問題、それから113ページの基幹系システム等の問題です。それから、今もありましたけど、135ページのマイナンバーカード、職員の問題ということですので、よろしくお願いいたします。

ちょっと質問に入る前に一言だけ。

これは要望等で、別に予算委員会で議論する問題ではありませんのですけども、一言だけ

申し上げておきたいというふうに思います。

今回、多分一般会計832億円、前年度が816億円か何かで16億円ぐらい増えた会計ということになってますけれども、しかし、これ自体は市長選挙があるということで、骨格予算ということになってます。骨格予算案ということとといいますか、そういう理由でということで、市政運営方針もされなければ、大綱質問もされないという運営の仕方をします。審議の仕方をします。

市長選挙があるからこそ、私は、市長も言いたいこともあるやろうし、やるべきだというふうには思っております。ですから、ただ予算委員会で審議する内容ではありませんので、これはもう要望等。要望等と言うても4年後の話ですから、4年後どうするのかなというだけの話になりますけども、そういう審議の仕方として、今のままでいいのかということは、これはちょっと提起をしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それじゃ、質問に入ります。

まず、最初に91ページの管理費の問題なんですけども、これはもう職員数の問題で、もう全体の問題として、全部の数としてお答えを願ったというふうには思いますけども、まず、今度の、今の令和7年度で措置されてる職員の数、それはどういうものなのかというところと、それと、この間で言えば、職員さんの退職した人というか、する人といいますか、数と、採用される人のそれぞれでどうなったのかです。その辺のちょっと職員数の全体数をまずお願いをいたします。

○阿部 博副委員長 人事課、奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

令和7年度予算におきましては、一般会計と特別会計で正職員1,086人分の給与費を予算措置しております。

また、現時点の見込みではございますが、令和6年度の退職者数は46人で、令和7年度採用者数は64人となっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 いうことで、今までずっと職員数増やしなさいということを言ってきて、ここ1年ぐらいか、増やしていくみたいな話も出ましたが、今回、今の現状ですけどね、46人が退職して、採用が64人ということで、18名増ということなんだろうというふうに思いますけども、ただ、この18名増なんですけれども、府的な、いわゆるほかの自治体ですね、そ

ういうことから考えると、決して多いとは言えないのではないかというふうには今までの答弁から思ってるんですけども、府的に見てその辺はどうなのでしょう。

○阿部 博副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

令和6年度における人口1,000人当たりの普通会計一般行政部門の職員数を、大阪府内他団体と比較いたしますと、政令指定都市を除く市平均が4.4人であることに對して、本市の職員数は4.0人であるため、本市の人口規模に換算しますと70人程度少ない状況となっております。

他団体の採用者数や退職者数は把握できていないため、正確には分かりませんが、令和7年度も大阪府内の平均には到達しないと見込んでおります。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 いうことで、まだ70人ぐらい足りませんよと。これ、平均に足りないということですからね。ただ、以前聞いてたときには、類似団体からしたら4.4人と今言いましたけど、これは1,000人に対して何人おるかということだと思いたしますが、4.5人が4.4人になったのかという感じがしますが、その辺はとにかく別としましても、70人ぐらい足りないというふうに聞いておきたいというふうに思います。

それじゃ、別の委員会等でもひよっとしたらあったかも分かりませんが、今まで、全体の数もそうですけれども、特に技術職が足りないというふうに言ってきたんですね。言われてきたんですけれども、その辺、技術職の確保ということでは、退職やら採用やらあると思いますけれども、その辺はどうなってるのでしょうか。

○阿部 博副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

土木技術職につきましては、7人の退職に対して8人採用、建築技術職につきましては、2人退職に対して3人採用、電気技術職につきましては、2人退職に対して4人採用の見込みでありますので、おおむね令和6年度よりは増員できる見込みとなっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 いうことで、増員はできてますよということなんですけども、まだまだ足らん部分もあるんでしょうけどもということです。

次なんですけれども、先ほど午前中の審議の中でも多少出ておりましたけども、いわゆる人事給与改革等々をしてということで、初任給が日本一ですよというようなことが言われてきましたけれども、もう端的に聞きます。これ、令和7年度も日本一の水準ということではないのでしょうか。

○阿部 博副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

国が公表しております各団体の初任給基準と比較しますと、本市が日本一の水準にあること、また、他団体が人事院勧告に伴う地域手当の改正を行ったとしても、日本一の水準になりますことを確認しております。

そのため、他団体が令和6年度中に本市を上回る改正をしている場合はその限りではございませんが、現時点ではそのような情報はつかんでおりません。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 そうということで、引き続き日本一。先ほど午前中の審議にもありましたけども、日本一高い初任給で入ったはいいが、その後、なかなか昇給もされずにというお話がありましたけど、それで途中で辞めないようにというような話もありました。

ただ、そういうことも含めての話なんですけれども、人数そのものがまだまだ足りませんよということも含めて言いますと、これはもう、これ多分305ページだと思いますけど、残業が出てるんですよね。令和6年度は、多分26万5,685時間だと思いますが、予算化して、今年度が32万6,950時間。相当残業数は増やしてるという当初の見込みですよ、これは。決算じゃないですからね。いうこともしておりますので、まだまだ足りませんよねということはおっしゃりたいというふうに思います。

再度でもないんですけども、今の人事給与改革の日本一の話なんですけど、これはこれで私は反対をしていたんですけども、主任やら係長の給料切下げ等々もされたと思うんですけど、これ、端的に見て、今後とも続けるのかどうか。それはどうでしょうか。

○阿部 博副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

現在の給与制度につきまして、今後、必要に応じて改善することはあり得ますが、元の制度に戻す考えはございません。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 そういうことで続けるんですけども、ちょっと別問題といいますか、別問題なのかどうかあれですけども、お伺いをしておきたいのは、先ほども305ページ云々と言いましたけど、これは給与問題含めて、人数問題も含めてですけども、一覧表で上がってたんで、そういうことなんですけど、1つは、310ページのところを見るとですよ、昇給。いわゆる昇る給料ということなんですけど、昇給問題の表があります。

これは、なぜ聞くかと言いますと、前年度までが当然のように100%なんですよね。100%全部いくんです。ところが、令和7年度、多分本年度と書いていますから、令和7年度の話だと思いますけど、令和7年度は、これ88%になっているんです。全体ですよ。つまり、ほか昇給しないという意味なんでしょうけどね。一番ひどいのが、技能労務職は54%しか昇給しないですから、46%は昇給しないということなんだろうという解釈をしたんですけども、ちょっとこの表そのものについて説明をお願いをいたします。

○阿部 博副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

表につきましては、委員おっしゃるとおり、昇給が今年度、令和7年度は何人するかというのを割合で示したものでございまして、100%から88%とかに落ちている理由といたしましては、人事給与制度改革の一環といたしまして、公務員の制度に準じて、55歳を超える職員につきましては、その昇給を停止したことによるものでございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 これも納得するわけではないですけども、聞いてはおきたいと思います。

要するに、55歳を超えたらもう昇給はしませんよというものを、人勸等のあれもあるのかも分かりませんが、それでするんだということを表したものだということで、人事給与改革だけじゃなくて、新たに年齢でもそういうふうにしていくということでは、これはこれで納得いくものではないんで、これは指摘をしておきたいというふうに思います。

ちょっと人事関係のことは、質問等はこれで終わっておきたいというふうに思います。

次の質問いきます。

105ページの人権文化センターの中にあるものですけども、資料室の運営委託料というのがありますが、これは令和6年度と比較して増額になっているというふうに思いますが、その辺の説明をお願いをいたします。

○阿部 博副委員長 人権文化センター、高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

初めに、増額の理由ですが、これまで市職員が実施してきた伝承文化保存継承事業を、地域社会の伝統文化に精通した事業者に委託し、従前より実施していた伝承文化講演会に加え、新しいアイデアの導入やSNSを活用した手法により実施することで地域に密着した事業展開が期待でき、市が直接実施するよりも事業を安定的かつ継続的に進めることが可能と判断し、増額したものでございます。

次に、委託先につきましては、特定非営利活動法人ダッシュとなります。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 そうですね、ダッシュに委託してということになると思うんですけども、人件費保障やと言い続けてきたものもありますが、ちょっともう1回、要するに今の説明では、新たに、簡単に言いますとこういうことですよね。今までといいますか、令和6年度が866万2,000円だったものを、今度914万7,000円にということで増額していくんですけども、新たに要するに委託する中身について、もう一度はつきりさせていただけますか。

○阿部 博副委員長 高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

先ほどの答弁と一部重複しますが、新しいアイデアの導入、例えば、伝承文化講演会の当日の様子をリアルタイムで配信するであるとか、今後、ちょっと協議は必要になりますけれども、そういったことも含めて新しいアイデアの導入や、SNSを活用した手法を含め、新たな事業展開を行うための業務委託により実施するものでございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 これ、委託ですよ。新しいアイデアの導入というような委託の仕方って、いいかげんも甚だしいとは思いますが、私はね。これ、結局人件費が、ほか上がっていますよね、人件費等々が。だから、そういうもので増額せざるを得なかったということではないんでしょうか。改めて答弁願います。

○阿部 博副委員長 高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

今回の事業見直しにつきましては、伝承文化の保存・継承をさらに進めるに当たり、資料

室の運営を通じて伝承文化の知識を有する事業者に委託することにより、資料室運営との相乗効果を期待できると考え、人権資料室の業務を拡充し、伝承文化保存継承事業を追加したものであり、特定の団体に対する人件費の増額を目的としたものではございません。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 これ以上やっても水かけ論になりますからあれですけども、理由そのものも含めておかしいですよ。今までから同じことをやってるわけですから。簡単に言えばそういう名目できてるわけですから。ただ、ダッシュへの、私はほんまに委託なんだけど、実際上は、人件費がほか含めて、職員も含めての話ですが、上がっていった中でそれを保障したものだだろうというふうには思っておりますので、それはもうちょっと水かけ論になりますのでここで切りますけども、ということです。

次の質問なんですけれども、企業版ふるさと納税の問題なんですけど、これも午前中ありましたので、結構と言えば結構なんですけれども、制度そのものについては結構なんですけども、ちょっと委託先の内容といたしますか、予定といたしますか、その辺についてお答えを願いたいと思います。

○阿部 博副委員長 政策企画室、田嶋課長。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

企業版ふるさと納税につきましては、市内企業ではなく、市外企業が対象となることから、寄附金の獲得は容易ではないと想定しており、民間事業者の活用として、市外企業への営業やPR、寄附手続の支援等を寄附金獲得額に応じて20%を支払う成功報酬型の契約を予定しております。

次に、契約の相手先につきましては、企業版ふるさと納税のポータルサイトを有する事業者や、企業とのつながりがある金融機関などを想定しております。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 これで、わざわざ先ほどの答弁の中にもあった中身でもあるんですけども、いわゆる企業とのつながりのある金融機関、あるいは納税のポータルサイトを有する事業者に対して、報酬で簡単に言うたら20%を払うということのようですけども、20%払うということはあれですよ、700万円ほどの予算ということは、3,500万円か4,000万円弱か知りま

せんけど、そのぐらいの寄附金を想定してますということでもいいんだと思います。違ってたら言うてくれたらいいですよ。いうことでやってるんだらうというふうには思いますけども。

それで、午前中のときもあったと思いますが、私はちょっと納得がいけない。これは国のほうの話だと思いますけども、1つは、これ和泉市としては多分最初の予算化等々だったのかなという気も、もし違ったらいいですけども、ところが、もう大分前からやってる話で、国のほうとしてはですよ、令和6年度まで、今年度までのあれとしてきたけど、3年間延長されましたというような話になっとるんですけども、こういうものというのは、何で3年間延長とか区切るのといえますか、そういう制度になってるんかというのがちょっと納得がいかんところなんですけれども、その辺分かればちょっと答弁をお願いします。

○阿部 博副委員長 田嶋課長。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

国の資料によりますと、延長の背景としましては、寄附実績の大幅増加や、多くの自治体で制度活用され、企業や自治体からの延長要望がなされた一方で、寄附を活用した事業におきまして不適切事案も発生してることから改善策の検討も必要とされておりました。

このため、制度の健全な発展を図りつつ、地方創生のさらなる充実強化に向け、地方への資金の流れの継続を着実なものとするため、寄附活用事業に対するチェック機能の強化や、実施状況の透明化を図ることなどの制度改善策を講じることを前提に3年間延長されたものとなります。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 ちょっと、それはもうそれで聞いてはおきますけども、いわゆる実施状況の透明化だとか制度改善策を講じる、そういうことを前提に3年間延長されたということが言われましたけども、その前段的に、ちょっとよく知らなかったのであれなんですけども、不適切な事案があったということで、だからこういう条件つけてということで、3年間延長されましたということになるんだと思いますけども、もう不適切な事案そのものが、ちょっと知識的にもあんまり知らなかったのであれなんですけども。

ですから、これ、もともとその辺もよく吟味してというか、その辺でよく考えて実施していく必要もあるだらうというふうにも思っております。

もともと、もう再質問する気はありませんけども、個人のほうもいろいろ言えば、私はあ

んまり地方自治体同士で競争させてというようなこのやり方、もともとは東京一極集中みたいなところからこういうものって始まって、個人のほうも含めて泉佐野市のような問題もあって、またそれが総務省等々、国のほうからも横やり入ってというようなことで聞いてはおりますけどね。ただ、これそのものが、そりゃ皆さんの立場としては分からんでもないですけども、大きくなり過ぎると、これ、はっきり言うてとんでもない話になってくると思いますか、もうそういう自治体もなきにしもあらずということもありますので、企業からのものというのは、やっぱり額が個人のものとはまた違うでしょうから、寄附金違うでしょうから、余計そういうことも考えられますので、よく本当に吟味した形で、もちろん自治体同士の中でやっていかなきゃならんといいますか、競争せざるを得ないというのは分からんでもないですけども、その辺はよく考えて実施をしていくということも必要だろうというふうに思います。

じゃ、次の質問いきます。

113ページのところに、これは基幹系システム利用料だとか、ガバメントクラウド利用料とかありますけども、これ、午前中もいろいろあったんですけども、ちょっとすみません、私、非常にアナログ人間で、よく分かってないということがありますので、ちょっと方向性を変えるわけにもいきませんので、ダブるかもしれませんが、そのままちょっと聞きますよね。

1つは、ちょっとこの2つの内容を先に、ダブっても構いませんので、教えていただけませんか。

○阿部 博副委員長 IT活用推進担当、赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

基幹系システム利用料については、住民基本台帳、税、保険といった包括して発注している基幹系システムの運用経費となっておりますが、標準化対応後は、共通部門を除き、各業務システム利用部署にて予算を計上しております。

次に、ガバメントクラウド利用料については、令和7年9月稼働に向けてデジタル庁が提供するクラウドサービスの利用料として計上しております。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 ありがとうございます。

というようにされてもよく分からるので、もう一回といいますか、今までの聞いている中

身も含めてちょっと聞いていきたいというふうに思いますので。

当初というか、去年といいますか、国のほうは20業種を標準化していくというふうに言われておりましたが、多分、令和6年度、今年度だったと思いますが、取りあえず9業種をすると。あと11業種残っていますよというふうになってたというふうに思うんですけども、そういうことでいいのかどうか、まずちょっと答弁願います。

○阿部 博副委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

議員おっしゃるとおり、9業務につきましては、令和5年度に業者の選定を行いまして、今、構築のほうを進めているところです。残り11業務につきましては、令和6年度から契約を行っておりまして、引き続き構築のほうを進めております。

ただ、11業務のうち2業務につきましては、令和8年度以降まで現行システムを利用することで決まっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 いわゆる2つの業務、2業務が令和8年度以降やというふうになったということですけども、正直初めて聞きまして、要するに20業種というのが18業種になったというところでいいのかどうか、ちょっと確かめだけです。

それと、2業種って何ですかというか、それだけちょっと教えてくださいませんか。

○阿部 博副委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

まず、2業務につきましては、介護保険業務及び保育業務となっております。こちらのほうにつきましては、令和8年度以降は現行システムを使いますので、20業務の定義自体は変更となっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 その2業務が、どうも本元のほうのシステムが云々ということらしいですけども、とにかく間に合わんということで、令和7年9月に用意ドンしていこうという話だったんですけども、その辺は間に合わんというか、そういうことで取りあえず聞いておきたいというふうに思います。

そこで、財源の問題なんですけれども、これ、18業務ということで言いますが、18業務だ

と思いますけども、標準化対応に係る費用については、いわゆる構築していくほうですね、利用していくほうじゃなくて、構築していくほうについては、これは、いわゆる財源含めて費用というのはどうなっているのか教えていただけますか。

○阿部 博副委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

令和7年9月から開始を予定している18業務全体の構築費用については約3億5,400万円となっております。

また、構築費用の財源については、団体規模や現行システムの状況等を踏まえた標準的な移行経費に基づき、デジタル基盤改革支援補助金にて全額補助される予定です。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 言葉の意味を含めて、もう一つ分かってないということがありますけども、要するにあれですね、この構築費用については全額国のほうが持つよといいますか、国費ということになってくるということをつたえたんだと思いますけれども、ちょっと外れじゃないわ、それはそういうふうに聞いておきたいというふうに思いますけども、115ページのところにこれがあるんですよね。マイナンバーシステム改修委託料というのがあるんです。これは予算書で載ってるんですけども、これはマイナンバーシステム改修ですから、多分、国のほうがやるんだろうなと勝手に想像はするんですけども、ちょっとその内容と財源について先に答弁いただけますか。

○阿部 博副委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

マイナンバーシステムとは、住民登録や税などの行政手続に必要な情報を専用のネットワークを用いて自治体間でやり取りを行う仕組みで、そのデータのやり取りを行う標準レイアウトについて国から見直しの通知があったことから改修を行うものです。

また、システム改修に係る国の補助については、単発的に大幅な制度改正が行われる場合には交付される場合が見受けられますが、今回のシステム改修など、関連法令等の改正に伴うものの標準レイアウトなど、毎年実施されるような比較的軽微な見直しが行われる改修については、国からの補助金はありません。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 国からのマイナンバーシステム、軽微な補修等々のことが言われましたけども、こういうもので国からの補助はありませんということなので、単独でやるんですよということになると思うんですね。

何でわざわざそんなこと聞いたか言うたら、実は、これはいわゆる20業種、18業種か、これの構築費用に係る話で、前回まで聞いたときに、いわゆる国からの補助も半分ぐらいだったと思いますけども、頭打ちがあつてというようなことも言っておりました。今回はとにかく全額、3億円何ぼですか。18業種ということになりますけども、それはそれでよかったなとは思いますが。

もう一つ聞きたいのが、実は、自治体の情報システム統一の話で、中核市の市長会が緊急の要望をしてるんです。これ、1月29日だか何かにしたらしいですけども、当初ですよ、これつくっていくときに国のほうはこう言うたらしいですね。自治体は、こうしたコストを3割削減できるというふうに言うたんですけども、あれは何だったんやと。もう金かかってしょうがねえやないかというのが、この市長会の要望の中身なんですね、簡単に言いますと。想定を上回る経費増大について、国の責任において適切に財政措置を行うことというような、そういうものがされてるんですね。

先ほどから微妙に言ってるなというのは、これ、市町村というか、各自治体の大きさによってこれもかなり違うので、中核市も和泉市とは違う設定の仕方をされてるのかなという気がしますけども、逆に言えば、和泉市の7,000億円か何かを村のほうのあれにそのまま持っていったら、村の財政からしたら、これはもうとんでもない額になってしまうわけで、ということに当然なるんで、その大きさによって変えてるという面はあるんかも分かりませんが、そういう大きなところも、ここが、中核市がどんな標準化に含めてもそうですけども、どんなふうにされてるのかというのは私自身もつかんでませんし、よく知りませんが、いわゆる和泉市としては、構築については国が100%見てくれるという状況になっているというのは、それはそれで理解をしましたが、依然としてといいますか、高くなってる。

ガバメントクラウド利用料について言えば、その辺はどうなってくるのか、どうなんでしょうということなんですけども、ちょっと最後1個ですので、その辺の答弁をお願いします。

○阿部 博副委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

今後5年間の運用費用とはなりますが、システム利用料等が約6億4,800万円、ガバメン

トクラウド利用料が約7億9,600万円となっております。

また、運用費用の財源については、普通交付税にて算定される予定です。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 今、普通交付税に云々ということと言われましたけど、それはちょっとそう
取りあえず聞きますけども、この利用料については、これは国は負担してくれなくて、自治
体の負担ということになるんですね、基本。どうなんでしょう、そこは。

○阿部 博副委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

システム利用料を含めて普通交付税になるかは、今ちょっと国のほうで検討中となっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 皆さんとしては、普通交付税に入れてくれるから別に負担になりませんよと
まで言いませんけども、負担は負担ですよ。ましてや全国一斉にやるやつでしょう、これ。
なら、あっちでもこっちでも基準財政需要額に入れるかどうか知りませんが、そこへ入れ
てくれるわけですね。しかし、それは地方交付税そのものがその分増えれば、額増えれば、
そらいいんですけれども、しかし、そんな地方交付税に入れてもらったにしてもですよ。し
てもらったにしても、現金的に言えば、1つも、あっちもこっちも自治体で簡単に言うたら
入っていくわけですから、1つもということにはなるだろうというふうには思います。

いずれにしても、分からん人が何を分からんような質問をしてということもあるかも分か
りませんが、高くつくということですね、簡単に言うと。ほんまに先ほどちょっとあれ
もお知らせしましたけども、利用料、こういう運用経費の増大についても中核市のほうが言
ってるんですけども、国の責任においてせえということも含めて緊急要望もしてるというこ
となんです。

先ほども言いました。中核市というのは62あるのかな、自治体。あって、59だか何かがこ
れで言うてるんですけども、アンケートを取ってやってるんですけども、大体平均、言う
てたよりも2.3倍高いそうです。ほんで2倍——減少したというところが2市あるんやって、
60ほどの市長会の中核市の中ですよ。増加したといいますか、2倍以下というのが27市、
2から3倍というのが17市、そのぐらい高くなってますよということで、経費が肥大化して

ますよということを中核市のほうですか、これはおっしゃってるということなんで、今回、額は言ってもらいましたが、その額が高いのか低いのかどうなのかというのは、いろいろな見方はあるでしょうけども、しかし、これをやったからいうて、最初安いですよ、地方自治体も軽減されますよと国のほうが言ってるのが、今それどころじゃないと、本当に高くつきますよというのが中核市の市長会の中身でもありますので、それは実施していかんとしてやうがないという、その立場も分からんではないですけども、やはりそう簡単に安いものではないですよということは、改めてこれは申し上げておきたいというふうには思います。

じゃ、最後になります。マイナンバーの問題です。

このマイナンバーの問題ですけども、まず、マイナンバーカードの、さっき交付率は出たと思うんですけど、改めてちょっともう一度お願いします。

○阿部 博副委員長 市民担当、藤原課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

マイナンバーカードの交付率は、令和7年1月末現在では85.2%で、昨年度末の79.0%から6.2%上昇しております。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 逆に言うで一時期、先ほどもありましたけど、一時期と違って1年間で6.2%しか上昇してないんですよ。

じゃ、この135ページにあるマイナンバーカードの事務に係る予算というのは、昨年度と比べてどうなってるんでしょうかということなんですけれども、お答えをお願いします。

○阿部 博副委員長 藤原課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

マイナンバーカード事務に係る予算については、令和6年度予算に比較しますとおおむね1,000万円増加しております。これは、会計年度任用職員の報酬の引上げに伴い人件費が増加したことによるものです。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 ということですよね。つまり、物すごく増えたときと同じように、もうこれも同じように人を張りつけて、ただし、単価といいますか、単価なんて言い方はあかんと思いますけども、会計年度任用職員の報酬等々が上がったんで、そういうものを上げてるという

ことですよね。去年よりも上げてるということになる。そういう予算措置をしてるということになると思うんですけども、じゃ、こうした職員の、前々から聞いてて、多分そうやと思いますけども、国がこうした職員のものを持ってるということに、持ってるという言い方はあれですけども、補助してるということになると思うんですけども、このマイナ事務会計のこうしたものというのは、これは100%国のほうからの財源ですよ、それは出されてるといふふうな見方でいいのかどうかですね。その辺だけお答えください。

○阿部 博副委員長 藤原課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

マイナンバー事務会計年度任用職員の報酬、職員手当等の人件費については、国からのマイナンバーカード交付事業事務費補助金が交付されており、その補助率は10分の10で全額対象となっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 原委員。

○原 重樹委員 分かりました。

要は、先ほどから言ってるように、人数等々含めての話も含めてですけども、国のほうは、これは市というより国のほうの話ですけども、マイナンバーをいわゆる取らせていくといいますか、これをそのために、今でも同じようなそういう人件費も含めて全部見てますよという、一方ではそういうことをしながらやってることなんですけども、先ほどガバメントクラウドの利用料の話の中でもしましたけど、かといって、今後利用していくということになってくると、いろいろとにかく地方自治体にも相当の負担が出てくるだろうと、そういうことになってますよということを明確、これは市が悪いというより、国のほうのやり方の話ですけども、その辺は指摘をしておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○阿部 博副委員長 他に質疑の発言はございませんか。

小林委員。

○小林昌子委員 小林です。3点お聞きいたします。

1点目、95ページ、人材育成事業、職員研修講師謝礼。2点目、同じく95ページ、職員資格取得報償費。3点目、97ページ、97の総務課、備品購入費。以上3点です。

じゃ、最初から聞きます。

○阿部 博副委員長 小林委員、すみません。2番目の95ページ、人材育成事業、職員研修講

師謝礼ということで聞いております。

○小林昌子委員 ちょっと待って。そうです。

○阿部 博副委員長 それでよろしいですか。よろしくお願いします。

○小林昌子委員 申し訳ございません。

職員研修講師謝礼についてお聞きいたします。

和泉市をよりよくしていくためには、職員一人一人のスキルアップや意識改革が非常に大事だと考えております。職員研修は、効率的に知識やスキルを身につけることができる手段として有効だと考えているところですが、これまでどのような研修を実施してきたのか。また、来年度はどのような研修を予定しているのかお聞きいたします。

○阿部 博副委員長 人事課、奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

外部講師を招聘して実施いたします職員研修といたしましては、例年10本程度の研修を開催しております。その内容といたしましては、新規採用職員に向けたビジネスマナー研修や各職階に応じたマネジメント研修、O J Tの手法に関する研修、メンタルヘルス研修などを実施しております。

令和7年度につきましても基本的には同様の内容を想定しておりますが、ハラスメント防止に関する研修の充実を考えております。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 ありがとうございました。

私は、研修の数自体が少なく、もっといろいろなメニューの研修を用意したほうがいいのではないかというふうに思いましたので、御検討をいただければと思っています。

次に、講師謝礼の金額についてですが、金額の基準などは定められているのかお聞きいたします。

○阿部 博副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

本市では、講師に係る謝礼金の取扱基準を定めており、招聘する講師の職や時間に応じて上限金額を設定しております。例えば、朝から昼にまたがる1日の区分では、大学教授や弁護士は15万円、自治体職員は7万5,000円、研修事業者は16万5,000円などと定めてございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。

今、和泉市の金額は分かりましたけれど、近隣の自治体の情報とかはお持ちですか。

○阿部 博副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

近隣の市町村の状況につきましては把握してございません。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。じゃ、また私も調べます。

では、質問ではありません。意見を言わせていただきます。

講師に謝礼を払うのは当たり前でございますが、当然いい講師は金額が高くなるでしょうし、評判の悪い方は金額は安い、あるいは招かないと思います。上限設定を設けていることに異論はありませんが、特に柔軟な対応も必要かと思います。研修の受講者にアンケートを取っていると思いますので、それをしっかりと分析していただいて、職員のニーズに応じた研修内容と講師を選定いただくことを強く要望いたします。

次にいきます。

95ページ、人材育成事業、職員の資格取得報償費についてです。制度の内容と過去の実績についてお聞きいたします。

○阿部 博副委員長 人事課、奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

本制度は、対象資格を取得した職員に対しまして、受験料に加え、資格取得に係る書籍等の費用といたしまして、5,000円から1万円を加算して支給しております。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。

じゃ、過去3年間の実績をお伺いいたします。

○阿部 博副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

過去3年間の資格取得の実績でございますが、令和3年度は13人に対しまして10万4,000

円を支給し、令和4年度は22人に対して14万2,000円、令和5年度は29人に対して39万7,000円を支給しました。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 ありがとうございます。

資格取得者が増えてきていることはいいことだと思いますが、先ほどの御答弁からしますと、資格取得にチャレンジしたけれど、失敗してしまった人には何も支給されていないというふうに思いました。職員全体の数字から見ると、毎年の資格取得者はあまり多くないように感じましたが、今後、より多くの職員さんに資格取得にチャレンジしていただくためには、受験に失敗してしまった職員さんにも何らかの支援なり、背中を押す方法があったほうがいいなと個人的には思いました。そのあたりはどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○阿部 博副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

令和7年度につきましては、予算措置の関係上、御指摘いただいた内容を実施することはできませんが、他団体では、資格取得に失敗した職員に対しても報償を支給している事例があることは確認をしております。

今後、職員の資格取得を促進する方策につきまして、委員の御指摘や他団体の状況などを注視し、検討してまいります。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 ありがとうございます。

他団体のことも情報としてお聞きをいたしましたので、ぜひ職員さんのやる気の火が消えないように、もっともっと強くなるように対応をしていただけたらと思います。

では、3点目です。予算書97ページ、庁舎管理事業、備品購入費として、庁舎第1分館用備品購入費3,700万円が計上されています。購入する備品の主な品目名、品目数、点数、金額のそれぞれの内容についてお聞きいたします。

○阿部 博副委員長 総務管財室、藤木課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

備品購入費につきましては、多岐にわたりますことから、主な種別ごとに申し上げますと、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

まず、机が約315万円、椅子が約300万円、会議用机が約591万円、会議用椅子が約241万円、ワゴン等が約307万円、計22品目504点で約1,754万円。

次に、収納庫で、両開き扉が約212万円、引き違い戸等が約100万1,000円、計3品目132点で約312万1,000円。

次に、ホワイトボード等の事務機器類が約152万9,000円、計5品目23点。

次に、ロッカーが147万円、書架が193万円、ロビーチェアが166万4,000円、計14品目で149点約506万4,000円。

最後に、プロジェクターが435万円、音響機器類が133万3,000円、スリムカート等が406万3,000円、計18品目39点で約974万6,000円となっており、合計62品目で847点を購入する予定としておりまして、合計3,700万円の予算を計上しております。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 ちょっとお待ちくださいませ。分かりました。

庁舎第1分館は、外部団体も使用すると聞いておりますが、改めて団体名と使用する部屋の面積及び賃料についてお聞きします。

○阿部 博副委員長 藤木課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

外部団体が入る部屋を使用される際には、和泉市行政財産使用料徴収条例に基づく使用料を徴収することとしております。あくまでも令和6年の固定資産税路線価ベースでの試算となりますが、和泉市行政財産使用料徴収条例第3条第2項の規定に準じて算定しますと、和泉市シルバー人材センターが約112平米で年間約215万円、和泉市医師会が約64平米で年間約122万円、和泉市歯科医師会が約23.8平米で年間約46万円、和泉市薬剤師会が約23.2平米で年間約45万円となる見込みです。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 では、次に、3師会やシルバー人材センターといった外部団体が入る部屋に、今回取得する備品を使用することはないのか確認いたします。

○阿部 博副委員長 藤木課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

外部団体が入る部屋の備品は、外部団体において用意していただきます。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。

では、庁舎第1分館に入る各機関及び各団体の入居する人数をお聞きいたします。

○阿部 博副委員長 藤木課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

あくまでも現在の想定人数ですが、保健センターが45人、教育センターが6人、ふたば幼児教室が4人、シルバー人材センターが13人、和泉市医師会が3人、和泉市歯科医師会が2人、和泉市薬剤師会が1人の合計74人の予定です。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 最後に確認ですが、外部団体の3師会やシルバー人材センターに対しては、会議室の利用や光熱水費も徴収するのか。また、会議室は面積と最大利用人数も併せてお聞きします。

○阿部 博副委員長 藤木課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

共用会議室についても、外部団体が使用する事務室と同様、和泉市行政財産使用料徴収条例に基づき使用料を徴収することとしております。

まず、会議室についてですが、1階の共用会議室1は、面積137平米、最大利用人数34人程度、使用料は日額約7,100円、3階の共用会議室2は、面積17平米、最大利用人数8人程度、使用料は日額約800円、同じく共用会議室3は、面積74平米、最大利用人数17人程度、使用料は日額約3,900円。

次に、光熱水費ですが、電気代は、各部屋に子メーターを設置しておりますので、使用された電気量に応じて実費分を市から請求いたします。

水道代は、各団体の使用許可面積に応じて面積案分を行い、市から請求することとしております。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 ありがとうございました。

確認ですけれども、それぞれの使用料をお聞きいたしましたけれども、1日の単価が先ほ

と言われた日額ですので、午前中だけ使う、あるいは午後から使うと言っても日額分を払う仕組みになっているのか確認いたします。

○阿部 博副委員長 藤木課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

使用料徴収条例に基づき計算しておりますので、日額の対応になります。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。

日額ということは、使う時間に関わりなく、1回そこを、例えば2時間でも使えば日額分をもらうという理解をいたしましたが、それで合ってますか。

○阿部 博副委員長 藤木課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。

令和7年5月7日にオープンするというふうにお聞きをいたしております。希望すれば、その場所に私が仮に行っても見学させていただけるんですか。最後にお聞きします。

○阿部 博副委員長 藤木課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

委員が望まれるようでしたら、また私のほうでも案内させていただきますし、5月7日から開庁いたしますので、自由に見ていただくのも大丈夫です。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 他に質疑の発言はございませんか。

山本委員。

○山本秀明委員 明政会の山本です。4点質問させていただきます。

93ページ、人事制度整備事業に関連して。2点目が、105ページ、人権文化センター管理

運営事業の借上料の中でお聞きしたいと思います。3点目が、107ページ、物品調達事業に関連してお聞きします。最後4点目が、121ページ、公共交通対策事業についてお聞きしたいと思います。

それと、ちょっともう最後の質問ということで、質問内容についても他の委員がやられた部分と答弁の部分が重なってる部分がありますので、なるべくその答弁はいただいたものとして質問を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目の93ページ、人事制度整備事業に関連して、人事給与制度改革実施後の状況について確認していきたいというふうに思います。

御案内のとおり、昨年4月に新しい給与制度に移行しました。いわゆる頑張る職員が報われる制度として給与表の改定等も行われました。その中で、朝からも昼からもあったんですけど、初任給を日本一の水準に引き上げるということで、原議員の質疑の中でも、現在でもその辺の日本一というのは保っていつてるといことなんですね。

その中で、その取組というのは、いわゆる人材獲得競争、これが公務員の中でも激化している中で、人材目的というのが目的であったというふうに私は理解してるんですけども、それで、職員採用の試験にどんな影響があったのか、制度改正前後の応募状況について、まずお示しいただけますでしょうか。

○阿部 博副委員長 人事課、奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

年度によって募集職種と採用予定人数が異なりますので、応募者総数で申し上げますと、令和4年度が応募者数491人、令和5年度が621人、令和6年度が911人となっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 ありがとうございます。お示しいただきました。

公務員めざす志願者数が全国的には減少してるということもあるんですけども、本市においては日本一の初任給ということで、この効果は数字の上では絶大だというふうに確認させていただきました。令和4年度が491人に対して令和6年度では911人という応募があったということで、一定、この辺については施策というか、取組の成果が出てるんじゃないかなというふうに思います。

その一方で、この人事給与改革の中で、いわゆる給与表の改定というようなことも行いました。いわゆる能力実績主義に基づく重なり幅のない給与表の導入。これらに移行したこと

によって、昇格しなければ給料が上がらないということになったわけなんですけども、これにより退職者、途中の退職者が増えてるということ、もう一定耳にはしてるんですけども、その確認をさせていただきたいというふうに思うんですけども、過去3年間、実施前と現在までの状況の自己都合による退職者数。それと、そのうち給与制度の変更が理由となったために退職したというケースがあるのかどうか。あるとするならば、その人数についてもお示しいただけますでしょうか。

○阿部 博副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

令和4年度が23人、令和5年度が38人、令和6年度は、現時点で32人の退職となっております。

人事給与制度改革を退職理由に上げたのは、令和5年度と令和6年度で1人お聞きしております。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 確認させていただきました。

退職者への聞き取りを行ったということで。ただ、これはいろんな都合があって、本音言ってるのかどうかというのは定かでない部分もあると思うんですけども、一応聞き取り調査の結果では、令和5年度と令和6年度に1人ずつですか。今のところ、いわゆる給与制度改革によって退職につながったというケースはそれだけで、それほど多くないということは、数字の上では一応確認させていただきました。

その中で、退職者の数を令和4年度からの推移をお示しいただいたんですけども、この部分については増加傾向にあるということで、これは多分、全国的な傾向も、こういう部分があるということでは認識してるんですけども、先ほど日本一の初任給ということで採用試験の応募者が増加しているということでの答弁でしたので、この部分で、退職された人がおっても新規に採用する、これ補充できていれば、この部分は一定活性化という部分もあっていいのかなというふうに思うんですけども、気になるのは、さきの議論にもあったんですけども、技術職の確保という問題です。

先日の都市環境委員会の協議会で、水道としての水道ビジョンをお示しされました。その中で必要なというのは技術職の確保だということで、それをどうやっていくんだということでお聞きしたら、市の人事のほうでしっかりとやってもらうんだということで、そのとき

には人事さんおられませんでしたので、どういうやり方でやっていくのかということもお聞きできなかったんですけども、技術職については、今まではしっかりとした人数というのも確保できてなかったんじゃないかなというふうに認識しております。

そこで、技術者の確保ということについて少し質問するんですが、先ほど答弁された自己都合の退職者のうち技術職の方は何人おられるのか。その点についてお示しいただけますでしょうか。

○阿部 博副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

令和4年度は23人中3人、令和5年度は38人中12人、令和6年度は、現時点32人中8人となってございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 退職者のうちの技術職についてお示しいただきました。

やはり令和4年度以降については、令和5年度では38人中12人ということで37%ですか。令和6年度においても8人、32人中8人で25%、パーセントは下がってるんですけども、確実に以前と比べたら退職者が多くなってきているということなんですけども、その技術職の退職者の退職理由としてはどのようなものがあつたのか。その辺をつかんでおればお示しいただきたいと思います。

○阿部 博副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

半数以上が他の地方公共団体へ転職するという一方で、ほかには民間企業への転職や、当分の間は未定という回答でございました。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 ありがとうございます。

理由としては、半数以上が他の地方公共団体への転職ということで、一定、これは水道事業がああいう形になったということの影響してるんかなというふうには思うんですけども、それはあるにしても、やはり他の団体に行かれてるというのは、本市から離れられた理由があるんだというふうに思います。

ただ、やっぱり皆さんの傾向としては、できるだけ条件のええとか、大きいところの自治

体でというようなあれもあるでしょうから、できればそっちに行きたい。ただ、これは退職金とか、その連携ができてない、大阪市なんかはできてないということで聞いてますので、そういうことはないんですけども、大阪府であるとか堺市については、その辺は連携できるということで行きやすい。

ただ、聞くところによると、堺市、大阪府についても、もうこれはなくしていくんだと。いわゆる困ってる自治体から職員吸い上げるようなこともあるんか知らないですけど、それはなくしていくんだということもお聞きしてますので、一定止まる部分もあるのかなというふうには思うんですけども、やはり転出する職員さんの理由を聞いていただいて、できるだけ魅力的な職場環境をつくるということが重要だというふうに思っております。

この項で最後にお聞きしたいのは、現在、令和8年度の採用募集要項が公開されているわけなんですけども、技術職確保のために、これまでどのような対策を行ってきたのか。その点についてお示しいただけますでしょうか。

○阿部 博副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

令和5年度実施の採用試験から、新たに技術系の高等学校の卒業者を受験資格に加え、令和6年度は土木職の資格要件の緩和と実務経験3年以上の要件を追加、現在公開しております令和7年度に実施予定の採用試験では、受験可能年齢の上限を40歳から45歳に拡大いたしました。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 お答えいただいたように、いわゆる採用枠の拡大という部分、高等学校の卒業者に受験資格を与えたりであるとか、資格要件の緩和であるとか、令和7年度では年齢の上限というのを大きくしたと、広げたということで、いわゆる資格要件を拡大するという今、取組をしてるんですけど、ただ、結果的には芳しくない結果だということも人事のほうでも御認識いただいているというふうに思いますので、令和8年度、どういう形になるか分からないんですけども、しっかりとその辺は結果を踏まえた中で次の対策を、しっかりと人材確保の対策を取ってもらいたいと思いますし、また、転出する部分についてもできるだけ抑えるようなこともしっかりと考えていっていただきたい。

どうしても、もうそれは確保でけへんのであるならば、考え方として、市の中で技術職じゃない方も採用した中で、技術職に育てていくような、その市のシステムとかということも

考えていく必要もあるんじゃないかなというふうに思いますので、これは意見として申し上げて、この項の質問は終わらせていただきます。

次に、105ページ、人権文化センター管理運営事業、13使用料及び賃借料、ここの図書室空調設備借上料206万5,000円。まず、この内容についてお聞きします。

○阿部 博副委員長 人権文化センター、高畠所長。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

図書室空調設備借上料につきましては、賃貸借契約に基づいて人権文化センター図書室「にじのとしょかん」の空調設備を令和7年1月に導入したものでございます。

空調設備導入の経過といたしましては、平成13年度のにじのとしょかんオープン時より使用してまいりましたガスヒートポンプエアコンにつきまして、経年劣化により空調設備が故障し、夏場の気温上昇に対応できていない状況を踏まえ、新たに電気式空調設備を導入することにより、図書室内の適切な室温を保つことで利用者が快適に使用できる室内環境の実現を目的としたものでございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 お示しいただいたとおり、簡単に言えば、にじのとしょかんの空調が潰れちゃったんで新しく導入する、レンタルとして導入した、いわゆる1年間分の金額だというふうに理解はしてるんです。

それでは、次にお聞きしたいのは、この賃貸契約、リース契約ですか、ということなんですけども、事業者の選定方法、入札の結果及び賃貸借の期間についてお示しいただけますでしょうか。

○阿部 博副委員長 高畠所長。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

初めに、事業者の選定方法につきましては、指定された日に郵便にて入札書を提出する指名競争入札を採用し、本市の入札参加資格を有する事業者のうち、本業務と同等の請負実績がある大阪府内の事業者4者に通知を行いました。入札の結果、応札があった事業者は1者でございます。

次に、賃貸借期間につきましては、地方自治法第204条の3、地方自治法施行令第167条の17及び和泉市長期継続契約に関する条例の規定に基づき、令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年間の長期継続契約を締結しております。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 ありがとうございます。お示しいただきました。

契約の種類としては、和泉市長期継続契約という契約で契約を結ばれてるということで、入札に関しては郵便入札ですか。4者に通知したけども応札あったのは1者。この郵便入札というのは1者でも成立するということで、今の業者に決まったと。ちょっとこれ、競争性が働いてるかどうかについては、後でもちょっとその辺の議論もあるんですけども、結果としてそういう形で今のところに決まったということで、契約の期間に関しては、令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年間の契約であるということなんですけども、この賃貸借期間が5年ということで契約されてるんですけど、これもう5年でいいんですか。5年でもうこの施設がなくなるということなのか。その点についてちょっとお示しいただけますでしょうか。

○阿部 博副委員長 高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

空調設備の使用年数につきましては、令和7年1月から（仮称）多世代交流拠点施設の供用開始予定時期までの令和13年度までの約7年間を予定しております。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 お答えいただいたんですけども、この人権文化センターの中にあるにじのとしょかん、これは今、富秋まちづくり事業という中で事業が行われてて、いずれもこれはもう取壊しすると、閉鎖するという方向も示されてます。

その中で、それまでの残存期間というのは7年あるということなんですけど、契約は5年ということなんですけども、単純に言えば、聞きます。7年間やったんで5年という契約になったのか、その点についてお答えいただけますでしょうか。理由があると思いますので。

○阿部 博副委員長 高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

賃貸借契約年数につきましては、和泉市長期継続契約に関する条例第3条及び和泉市長期継続契約に関する要綱第3条の規定に基づき5年間としたものでございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 一応5年間にした理由としては、いわゆる条例、要綱に基づいた中で最長が5年間、長期継続契約は5年間だという取決めがあるので5年間にしたということなんですけども、先ほどもお答えあったように、いわゆるこの施設を、もう空調設備が要らないということになるまでには、契約からあと2年間タイムラグがあるんですけども、賃貸借期間、この契約が終了する令和12年1月以降の、それ以降に対する賃貸借に係る費用についてはどのようなになるのか。その点についてのお考えをお示してください。

○阿部 博副委員長 高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。
賃貸借契約期間を経過した後の設備の取扱費用につきましては別途協議となっており、現時点では決まっておりますが、今後、貸主である設置事業者と借主である市が協議して決定する予定でございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 お答えいただいたように、別途協議、今後、市と設置者が協議して決まるということで、その先についてはどうなるかは決まっていない。

以前はこういう契約、ある程度の期間借りたら、あとはもう無償譲渡というような契約形態もあったんですけども、これが、こういう形態での契約は駄目だということになって、実質リースと言いながら分割でお金払うてるだけやないかということで、これ自身が駄目になったというふうには、私もその認識があります。

ただ、学校のプレハブ教室でもあったように、何の取決めもなければ、市としたら、その後は無償譲渡されるものやというふうに思ってたんですけども、その後に業者から請求して、これについては市もおかしいということで裁判やったんですけど、結局きちとした契約を結んでなかったということで、市が多分、それ裁判負けましたよね。何ばかのお金を支払ったと、300万円ぐらいでした。という記憶なんですけども、払ったということです、この後どうなるかというのはもう決まってないという状況なんです。

5年間のこの賃貸借料ですね。今年度初めて1年間200万円ちょっとという形で出てきました。実は、これ令和6年度には既にもう予算化されて予算通ってるんですね。ただ、期間が短かったのも、今回、私、目をつけたというのは、やはり1年間で200万円の空調の設備費と、非常に大きい金額だったので、今回ちょっとこの点について取上げさせていただいたんですけども、これを5年間借りるとしたら1,000万円ですよ。令和12年以降、2年間の賃

借料については協議ということなんですけども、仮にですよ、これが同じように200万円、多分金額は下がると思うんですけども、今、その辺については決まってませんので、仮に200万円要とした場合、7年間で約1,400万円の賃貸料がかかる可能性もあるということなんですよ。

賃貸契約、リース契約以外でこの空調を導入する方法としての経費といたしまして、例えば、空調を購入して設置した場合の費用、当然これらのことも検討されたと思いますので、もし、検討されていたとするならば、購入した場合の費用についてどういうふうに積算していたのか、その点、お示しいただきたいと思います。

○阿部 博副委員長 高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

あくまで概算とはなりますが、備品での調達を想定した積算で、取付け費を含めた空調設備費約610万円、5年間の保守料総額約260万円程度、合計約870万円と算定してございます。以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 ありがとうございます。お答えいただきました。

購入した場合は幾らかかるんやということで、空調設備費、取付け費も含めて610万円、自分のところで取り付けたら保守料というのが発生するということで、年間50万円ほどということで、5年間で260万円ということで、これ合計したら870万円。

不思議ですよ。買うほうが安上がるのに、いわゆる7年間で1,400万円要るか分からんにしても、5年間で比べたとしても、片やリースでやった場合は1,000万円もかかると。片や買った場合は、買って設置して、それは保守料も含めてなんですけど870万円。普通に考えれば当然買うべきやというふうに、リース契約じゃなく、これにすべきやというんですけども、今回、この賃貸契約、リース契約にした理由が多分あると思うので、その点について市の考えをお示してください。

○阿部 博副委員長 高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

市で備品調達をした場合、空調設備の耐用年数内に処分することとなることや、初期費用が高額になるなどの課題がありました。賃貸借によって短期間で設備を導入することが可能であり、図書室の開室時間や利用者の影響が最小限に抑えられることから、賃貸借契約により導入したものでございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 すみません、3つお答えいただきました。私はもう全然納得していません。

空調設備の耐用年数内に処分するから、あえて高いものを買いに行っただと。こんなの普通やったらあり得ませんよね。別に処分せんでも、ほかで使えるところあったら使うたら、有効利用したらいいと思うんですよ。

初期費用が高額になる。高額になるというのはのいわゆる予算の平準化ということは分かるんですけども、費用が870万円でしょう。市全体の費用からしたら、これを平準化しなければならないということは、私は全く、財政さん、そうなんですかね。私はちょっとそういう考えというのは当たらないというふうに思いますし、短期で設備を導入することができるということ。これ、すり合わせ段階でこの意味がよく分からなかったんであれなんですけど、購入する場合、これ物品購入ができない、いわゆる工事費用のほうが何%超えてきたら工事としてやりなさいと。工事する場合は、市のほうでちょっとその辺を見積もらなあかんということで、その期間が一定要するというで。ただ、その期間がそんな1年も半年も要るものかということについては、私は非常に理解し難い。

だから、今おっしゃっていただいたこの理由については、私は全く理解できないということ述べさせていただきますし、今後、こういうことは私は起こったらあかんことやというふうに思うんですよ。当然誰が聞いても、市民が聞いても納得するようなことでやるのであれば、当然理解できるところもあるんですけども、今おっしゃっていただいた中で、わざわざ高いリース契約を選びに行ったということについては理解し難いということ、この点については指摘しておきたいと思います。

次に、お聞きしたいのは、今後の協議ということになってくるんですけども、もう買うほどのリース料、これ5年間で払っていきますので、私個人といたしましては、もう後はもう無償譲渡してもらいたい形で、残りの2年間、市が必要なあと残りの2年間については無償でみたいな話をもう早い段階から私はつけていってもらわないと、さっき言ったプレハブ教室みたいな形で、直前になってから請求来るといようなこともありますので、やっていただきたいというふうに思うんですけど、その点についての市の考えをお示してください。

○阿部 博副委員長 高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

委員御指摘の内容も踏まえ、空調設備の取扱いや、6年目以降の賃貸借料について相手方

と協議を行ってまいりたいと考えます。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 すみません、協議を行っていくということですので、その点も踏まえてしっかりと協議していただきたいと思います。

最後、ちょっと意見を申し上げたいんですけども、本契約というのは、これ2年目の契約、1年間ということで、初めて200万円って大きい金額やなということでいろいろ聞いていく中で、こういうことが明らかになってきたんですけども、いわゆる長期継続契約というのは、私はちょっとくせ者やなというふうに思うんですよ。

1年目は、これ1年間分の、いわゆる賃貸料じゃないので低い金額で予算として集まってくる。例えば、これ2年目で大きな金額として上がってきた場合、これ予算委員会としてぜひというのは議会に委ねられているんですけども、そやから、契約上では一応議会で否決された場合、予算が成立されなかった場合については、賃貸借契約を切ることができるということになってるらしいんですけども、実質的にはそうなってきた場合、相手側から損害賠償をやられて、それを支払わねばならないということになってくれば、実際議会として、もう2年目で分かった段階では、このことについてノーと言えないですよ。長期継続契約、これについては、本来、将来的な債務を要するものなんですけど、債務負担行為として上がってきてないですよ。これはなぜかと言えば、条例上で上げなくてもええということで決めてるということで、上げなくてもいいということ。

そやから、議会サイドとして、その辺がおかしかったら、そういう条例、変えてもいいんですけども、ただ、いろんなところにも影響が及んでくるという話も聞いてくるので、だから今後においては、やっぱりこの長期継続契約を上げてくる段階、初めの段階やったら、これ多分否決するということになったとしても、いわゆるそのペナルティーというのはないと思うので、今後こういう契約を上げる場合については、やはり議会に対する、全体的にどうなっていくんだというような説明をするようなスキーム、これも私はもう必要かなというふうに思っておりますので、その点については意見を申し上げて、この質問については終わらせていただきます。

○阿部 博副委員長 ここで、山本委員の質疑の途中ではありますが、3時を回りました。3時25分まで休憩したいと思います。よろしくお願いします。

(午後 3 時06分休憩)



(午後 3 時25分再開)

○松田義人委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

山本委員の質疑からお願いします。

山本委員。

○山本秀明委員 山本です。

それでは、3点目の質問をさせていただきます。

予算書の107ページの物品調達事業についてであります。

この件については、物品の入札という部分について質問させていただくんですけども、令和7年度の予算に関しましても、会派からも会派要望の一つといたしまして健全な競争力を担保するため契約入札制度の改革、これを会派からも要望させていただいてるんですけども、入札の実施に当たっては、当然あれですね、適正な競争性を担保していくということが重要だというふうに思っております。

その中で、入札参加者というのが近年少なくなってきた中で、私も何回か議論もさせていただきました。前回の決算委員会では、物品の入札に当たっては辞退者が発生しているケースもあり、その要因として、当日入札に参加できないといった理由もあるということも確認させていただいています。

そして、電子入札の導入、このことについて議論もさせていただいたんですけども、市のほうは、令和7年度からは物品に関しては郵便入札、これを導入していくんだというふうにお聞きしているんですけども、この物品での郵便入札、その意義について、どういう意義があってこれを導入するのか。まず、その点についてお示しいただきたいと思います。

○松田義人委員長 山下課長。

○山下 勝総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の山下です。

郵便入札については、入札参加者が来庁する機会が減少することにより利便性が向上し、入札辞退者の減少につながることを期待されます。

また、業者同士が接触する機会も減少し、より公正・公平な競争の促進につながることにメリットと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 山本委員。

○山本秀明委員 郵便入札をすることの意義というんですか、についてお答えいただき、参加者の利便性向上、行く手間がなくなるということで、実際そうだと思います。より公平・公正な競争を促進するメリットがあるということだったんですけども、前回の決算委員会では、私は、電子入札導入ということで質問させていただいたんですが、その点について、市のほうからは将来的には電子入札へ物品のほうも移行することも検討するということでお答えもいただいているんですけども、電子入札移行していくその理由です。郵便入札から電子入札に移行していく、その理由やスケジュールについて、現時点でお考えがあればお示しいただきたいと思います。

○松田義人委員長 山下課長。

○山下 勝総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の山下です。

電子入札については、入札参加者にとっては、郵送等にかかる手間やコストがさらに削減され、市においても入札書類がほぼ電子化されることにより、事務の効率化や入札結果公表の迅速化につながることから、将来的には電子入札を導入したいと考えます。

しかし、物品入札に電子入札を導入するには、インターネット環境やＩＣカードなどの準備対応が必要であり、市内で多くの割合を占める中小企業が混乱することのないよう準備期間が必要となります。

まず、令和７年度から８年度にかけては郵便入札の運用効果検証を行いつつ、それと並行して電子入札について業者への周知を図り、課題整理を行います。

令和９年度には、共同調達により工事入札に使用している現行のシステムを物品入札で使用するについて最終調整を行うほか、業者への説明等を十分に行った上で令和１０年度から電子入札を導入する予定です。

以上です。

○松田義人委員長 山本委員。

○山本秀明委員 ありがとうございます。郵便入札から電子入札に移行していくということについての理由ですね。メリットについてお示しいただきました。

入札者にとっても手間やコストがさらに削減されるということと、いわゆる市サイドにおきましても、事務の効率化や入札結果の公表の迅速化といったこういうメリットがあるから進めていくんだ、ただ、その準備には時間がかかるということで、それを実施するのは令和１０年度から物品における電子入札を導入する今のところ予定であるということでお示しいた

だきましたので、その点についてはしっかりと進めていっていただきたいというふうに思います。

それと、もう一点確認させていただきたいというふうに思います。

この入札改革という目的は、私は、今減少している参加業者数を増やして、そして入札の参加者、指名する業者が増えれば入札参加者も増えてくるだろう、ほんで、辞退する理由もこうやって簡素化することによって入札の参加者を増やすというのが目的であると。そのことによって、入札時における適正な競争力を確保するというのが、私は、これ今やっていることの目的だというふうに思っております。

その中で、前回の決算委員会のときに市の考えとしてお示しいただいたんですけれども、入札参加者、この確保対策といたしまして、登録業者の数を増やすように商工会について呼びかけたが、なかなか増えなかったため、令和8年度からは、今までは1業者1種類ということの登録やったのを、これを複数の業種で登録できるようにして登録業者数を増やしていくんだということでお示しはいただいていたんですけれども、しかし、入札参加者を増やすためには、指名する業者数を増やすように基準というんですか、これ選定の要綱というのがあったというふうに思います。

この要綱の中で、以前は参加数が少なくなっていたので、それに合わせて参加する、呼びかける人数とか、最低参加せなあかん人数とかいうのは、実態に合わせて少なくやっていたということで、これはもう本末転倒やということで以前も指摘したんですけれど、今、多分それが少なくなっていると思うんですけれど、反対に要綱という、要綱の中で言われてるこの基準、これを見直していく必要もあるというふうに思うんですけれど、その点についてのお考えはいかがですか。

○松田義人委員長 はい、答弁。

○山下 勝総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の山下です。

現在の物品の指名業者数の基準については、現在の登録業者の実態に合わせたものとなっております。令和8年度から複数業種の登録を可能とし、登録業者を増やす取組を進め、その運用状況を確認しながら物品購入等指名業者選定要綱については必要に応じて見直していきたいと考えております。

このことと、郵便入札や電子入札の導入に取り組むことで入札参加者を増加させ、高い競争性を確保することができるよう取り組んでまいります。

以上です。

○松田義人委員長 山本委員。

○山本秀明委員 ありがとうございます。

この辺の要綱見直しについてもしっかりと取り組んでいくというお答えだったので、それはそれとしてお聞きさせていただきたいと思います。

それで、その中でちょっと気になったのは、先ほどあったんですけども、いわゆる郵便入札ですね。1者でも成立するというので、それはなぜかといえば、参加者が一堂に会していないので金額が分からないからということで、1者でも競争性が十分あるんだということを言われてんですけども、私は、やっぱりある程度決まった業種やったら、もう横で連携取るということも可能かというふうに思いますので、これ何かもう法律で決まってるやったら仕方ないんですけども、やはり電子入札、郵便入札導入についても、この1者入札というのが本当にいいかどうか、その点、法的なこともあるとは思うんですけども、この点についてもちょうと私は考えなくてはならないんじゃないかなということで、これは個人的な意見ですけど、一応この際、申し上げたいというふうに思います。

以上でこの質問は終わって、次の121ページ、公共交通対策事業の18負担金及び交付金、バス関連事業の質問をさせていただきます。

この質問については、森委員、飯阪委員も質疑され、私も同じような答弁をもらってますので、それ以外についての質問を、それを聞いたという上での質問をさせていただいた中で、また私からの意見だけ最後にちょっと申し述べたいというふうに思います。

いわゆるルートについては、森委員の質問の中でどういうルートでやっていくんだというふうな説明があったんですけども、今回、森委員さんの答弁であった、このルートに寄った基本的な考え方ですね。路線をカバーしていくということやと思うんですけど、山間部の。基本的な考え、どういう考えでこういうルート設定になったのか。

それと、南海さんで走った現行の便数からは多分減っていったらというふうにいるんですけど、その辺の本数についてはどうなってるのか、その点ちょっと併せてお答えいただけますでしょうか。

○松田義人委員長 田口課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

まず初めに、現行から、南海バスからの運便数の比較につきましては、日中の対応について、地域により運行形態が異なるため、一概に比較できるものではありませんが、通勤・通学時間帯の運便数については、限られた車両の活用の中での検討となり、現行便数から

半減以下となっております。

また、市として路線をカバーしていく考え方につきましては、今回の路線廃止に対する代替運行について、バス事業者の乗務不足から、急な申入れに対し、何とか廃止される地域が4月から交通空白地にならないよう緊急的に検討してきたもので、通勤、通学を優先的に考えるとともに、日中の買物などのお出かけについても何とか移動手段を確保するよう、既存のデマンド交通を活用するなど検討を行ってきたものです。

運行開始後におきましては、利用状況を踏まえた上で運行内容の見直しを行っていきたいと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 山本委員。

○山本秀明委員 ありがとうございます。

今回の代替交通やったその観点としては、いわゆる通勤、通学については、これは優先的に市としてカバーしていこうということで、それと、いわゆる地域間の移動というんですか、移動手段についてはデマンド交通、これを活用するということで対応したということで。

今後においては、取りあえずこれ、急な話やったのでこういう対応をしたけども、今後においてということで見直しを行っていくと。その見直しの内容については、飯阪委員さんへのお答えにあったように、実態に合わせた中で減らす場合もあるし、もう乗る人がいっぱいであるならば増やしていく場合もあるという考えで、当然地域との話し合いというのをしっかり持った中で進めていくということで理解させていただいております。

今回については、本当に南海バスさんの急な申入れということで、市のほうとしても迅速に補正予算から対応していただいたということで、その点については評価してるんですけども、ただ、今後においても、やはり山間部以外でも南海バスさんも不採算路線やったらもう切っていくというような方針も出てますので、今後、ほかの路線についてもどうなっていくか分からないという中で、私もちょうど令和6年度の第3回定例会で、人口減少、高齢化を見据えた持続可能な市内公共交通の在り方という一般質問もさせていただきました。その中で申し上げたのは、やはり財政的にも持続可能ということになってくると、当然、市だけで行うというのは非常に難しいというふうになってこようかと思いますし、やり方についても、自家用有償旅客運送ということも市のほうでも述べられてます。

飯阪委員さんのほうから、私もそのときに提案したんですけど、ライドシェアという考え方、これ、委員会のほうでも視察、今度行くということになってるんですけども、手法も市

だけでなく、やっぱり地域のほうとか、そういうところも力を協力いただいた中でやっていかなくては、持続可能な交通形態というのはもたないというふうに思ってるんですけども、その点についての市の考えというのがありましたらお示しいただきたいと思います。

○松田義人委員長 田口課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

委員御指摘のとおり、市民の移動手段となる公共交通の確保については、交通事業者の経営努力や行政支援のみで持続的かつ全体的に支えていくことには限界がありまして、地域に必要な交通は、地域自身が主体的に関与していく取組の検討が求められている状況と考えています。

このような中、本市の公共交通計画においては、地域、交通事業者、市が連携して地域主体の交通づくりの支援制度を検討していく事業も打ち出しており、自家用有償旅客運送等の取組事例の情報収集に努めていきたいと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 山本委員。

○山本秀明委員 お考えをお示しいただきました。前回はそれと同じような形でお答えいただいております。

私としては、以前の一般質問でも申し上げたんですけども、市がカバーする部分、私たち、市のカバーする部分は幹線部分だというふうに思っております。

それと、あと地域間の移動、高齢者とか、いわゆる免許返納者が増えてくる中で、それをカバーしていくのは、今度、阪和線西エリアとかでも実証実験してるようなああいう部分で、ただ、運営は市が直接するんじゃなく、地域がデマンド型でやるとか、その辺を私はちょっと市が丸抱えでやる幹線部分と地域の移動というのは、そのときも私の考え申し上げたんで、分けて考えていくべきやし、分けてというか、一緒にやってもらわなあかんのですけども、高齢者の対策という部分も含めた中で分けてやっていくということは大事だというふうに、必要じゃないかなというふうに思っておりますので、和泉市の今後の持続可能な公共交通の在り方、検討していただけるということですので、早期に検討していただきますようお願い申し上げます、質問を終わります。

以上です。

○松田義人委員長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

他に質疑ないものと認め、第1款議会費、第2款総務費の質疑を終了いたします。



◎延会宣告

○松田義人委員長 お諮りいたします。

本日の審査はこれをもちまして延会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

なお、明日も引き続き委員会を開催いたしますので、定刻御参集願います。

それでは、本日はこれにて延会いたします。

(午後3時44分延会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 松 田 義 人